
第3回 日吉津村議会定例会会議録（第2日）

令和2年9月10日（木曜日）

議事日程（第2号）

令和2年9月10日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

1番 長谷川 康 弘	2番 山 路 有
3番 橋 井 満 義	4番 三 島 尋 子
5番 松 本 二三子	6番 河 中 博 子
7番 前 田 昇	8番 松 田 悦 郎
9番 加 藤 修	10番 井 藤 稔

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	高 田 直 人
総合政策課長	福 井 真 一	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	小 原 義 人	建設産業課長	益 田 英 則
教育長	井 田 博 之	教育課長	横 田 威 開

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（井藤 稔君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 10 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（井藤 稔君） 日程第 1、一般質問を行います。

まず初めに、通告者の紹介をさせていただきます。

通告 1 番、議席番号 8 番、松田悦郎議員、通告 2 番、議席番号 2 番、山路有議員、通告 3 番、議席番号 4 番、三島尋子議員、通告 4 番、議席番号 7 番、前田昇議員、以上 4 名の皆さんです。

通告順に質問を許します。

議席番号 8 番、松田悦郎議員。

○議員（8 番 松田 悦郎君） おはようございます。8 番、松田です。

最初に、コロナの関係であります。現在、感染者数は日本では 7 万人を超えていますし、鳥取県での感染者は 22 名であります。また、今後も第二波、第三波も来るのではないかとされており、幸いにも日吉津村ではいまだ感染者はおられません。しかし、油断をすれば、今にも感染者が出そうであります。早くワクチンができ、一日も早く終息し、平和な世界になることを祈っております。

では、一般質問に入ります。今回の質問は、タクシー料金助成の拡大と家庭ごみ指定袋の無料配布について、2 問質問いたします。

最初に、タクシー料金助成の拡大について質問いたします。

今、村で行っているタクシー料金一部助成事業は、県内自治体の中では優遇された施策であることは評価しております。しかし、この事業の対象者である 75 歳以上でありながら、日中仕事の方と同居してるだけで、かかりつけの病院を利用できるタクシー券の助成が受けられないことには疑問に思っております。

このタクシー券助成についての規則は、日吉津村重度心身障がい者等社会参加促進事業に関する規則でありまして、村内に住所を有する者で、心身に重度の障がいの方であって、かつ村民税

非課税者であります。これは、日常生活と社会活動の参加促進を図るものであります。

この内容は、利用券1枚につき500円で、1か月に4枚交付され、申請月からその年度末までの月数を乗じた枚数を一括交付する事業であると記載してあります。また、その後に改正され、平成25年度からは家族全員が運転免許証や自家用車を所持されていない65歳以上の世帯も対象となり、27年度からは75歳以上の高齢者のみの世帯にも拡大されました。これにより、タクシー券助成制度により、高齢運転者の交通事故が社会問題化している中で、運転免許証を自主返納した方がマイカーに依存することなく移動でき、充実した生活を続けられるよう、社会の実情に応じた、的確な事業であります。

しかし、日吉津村では、同じ75歳以上である高齢者の方でも、同居人が現役世代で、日中仕事で家におられない場合はタクシー券助成の対象になっておらず、交付は受けられません。ただ、他県のある自治体では、タクシー券助成交付条件の中に、同居の家族が日中仕事で外出支援を受けられない方にも交付されているところがあります。75歳以上の高齢者が若い方と同居している場合にもタクシー券一部助成の対象として外出支援を行うべきであり、同じ75歳以上の方でも交付が受けられないのは不公平であり、この事業内容の拡大を検討すべきと思うが、考えを伺います。

次に、家庭ごみ指定袋の無料配布について質問いたします。

村では、新型コロナ感染症対策事業として、子育て世帯への臨時特別給付金や感染症予防用品配布事業、感染防止用品購入事業など、多くの事業を実施しております。それに対して、感染症対策として、全家庭にごみ袋無料配布事業を追加し、さらに子育て世帯や高齢者介護でおむつを使用している世帯にごみ袋無料配布を実施すべきと思います。

今、鳥取県が推奨している新しい生活様式の下、社会経済活動の再開に向けているところですが、今後も第二波、第三波の到来が懸念されている状況です。

現在、全国で多くの市町村がコロナ関係でごみ袋無料配布事業を行っていますが、北栄町ではごみ袋の全戸配布の報道が新聞に掲載されておりました。その配布理由は、ステイホームで家庭内のごみも増えるし、特産のスイカの皮が出るので、町民の皆様から実用的な支援で大変喜ばれているようでした。

境港市では、以前から、65歳以上で常時おむつを使用している方で、市民税非課税世帯の家庭には紙おむつの購入費の補助や、1歳未満の子どもさん家庭にはおむつ代の補助を行っております。

米子市では、指定ごみ袋の負担軽減措置として、福祉サービスや子育て支援の一環として可燃

ごみ専用指定ごみ袋を支給することとし、支給対象となる世帯に指定袋無料引換券を配布しております。

日吉津村でも、新型コロナウイルス感染症緊急支援として、不要不急の外出を控えながら在宅で奨励することの目的で、一般家庭を対象としたごみ指定袋の無料配布事業を行っていただきたい。

次に、子育て・高齢者介護支援事業として、満3歳未満までの乳幼児を持つ世帯やおむつを使用している高齢者を介護している家庭を対象として、年間一定枚数を無料配布し、一定枚数の配布数を超えた場合には購入をお願いするなどの施策を実施していただきたい。

これらの事業は真に困っている人への救済措置でありますし、ごみの減量の努力をしてもなかなかできない世帯など、それぞれの家庭事情に合わせながら、一般家庭にはコロナ関係でごみ袋の無料配布と、子育て、高齢者には、年間を通じてごみ袋を配布すべきと思いますが、考えを伺います。以上で終わります。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） おはようございます。一定の距離もあり、換気も取られていますので、マスクを外させていただいて、答弁させていただきたいと思っております。

まず、本日トップバッター、松田議員からの一般質問にお答えをしてみたいと思っております。

1点目、タクシー料金助成の拡大をということでございます。現在75歳以上の方で、若い人と同居をされている場合には対象となっていないタクシー助成の対象に、若い方と同居している場合も含めるべきではないかという御提案をいただきました。

まず、この事業でございますが、心身に重度の障がいがある方や高齢者のみの世帯に、日常生活の利便性と社会活動の参加促進等を図り、障がい者等の福祉の増進に資することを目的として、タクシー利用券によるタクシー料金の一部助成を行っているものでございます。この要件等につきましては、先ほど議員からも御紹介がありましたけれども、対象としまして、身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳のA、精神保健福祉手帳1級をお持ちの住民税非課税の方、それから75歳以上高齢者のみの世帯、次に65歳以上74歳以下の高齢者のみの世帯で、世帯全員が運転免許または自家用車を所有していない世帯という方々を対象に事業を行っているものでございます。

こちらにつきまして、75歳以上の高齢者のみ世帯では、対象世帯に比較しまして利用実績を申し上げますと、平成30年度は45%、令和元年度は47%ということでございます。実際これが利用対象世帯のうち利用された世帯ということになりますけれども、この実際利用されている世帯は約半分、半分以下ということで、必ずしもこれが多いという状況ではないのかなという

ふうには認識をしています。まず一つは、この利用状況について点検を試みる必要があるのではないかなというふうを考えているところでございます。

あわせて、生活支援体制整備事業における協議体での取組を行っておりまして、この中で、令和元年度から移動・外出支援についての協議を始めたところでございます。

この具体的な内容としまして、高齢者からの個別相談や独居、高齢者のみ世帯への聞き取りなどから、買物、それから通院に対しての支援のニーズがあるということを把握をしているところでございます。これは、対象となる方の状況に応じるということもございまして、移動手段の問題のみではなく、付添いの支援も必要である方もあるということございまして、こちらにつきましては、協議体におきまして、既存のサービス、社会福祉協議会が行います有償サービスなどの柔軟な対応ができないかということで検討をしているところでございます。

また、移動手段があれば付添いがなくても外出ができる方につきましては、令和2年度より、この協議体の中におきまして、地域のサロン、例えば公民館等ですけれども、サロンまでの移動支援ということに課題を絞って、協議、検討を開始しているところでございます。この住民主体のサロンまでの移送が実現をすれば、買物等への移送へ拡充することも検討し得るのではないかなというふうを考えているところでございます。

この協議体での検討につきましては、買物、通院への支援ニーズが多い状況という中ではございますが、まずは担い手の協力が得られやすいと考えられます、ついでの公民館までの移送から仕組みづくりの検討を開始したところでございまして、顔なじみの関係を生かした住民主体の移送サービスの構築を目指しているところでございます。

タクシー券助成の拡充につきましては、先ほど申し上げた現在の仕組みを点検をしながら、対象年齢や同居家族の有無の検討に加え、免許を返納した方へのサービスの提供の在り方、それからバス等の公共交通機関の利用促進、先ほど申し上げました住民主体のサービスの仕組みづくりなど、総合的にこれは検討していく必要があるのではないかなというふうを考えているところでございます。

次に、家庭ごみ指定袋の無料配布についての御質問でございます。こちらにつきましては、まず、ごみ袋の有料化、これは、排出者の皆様のごみに対する意識を高めていただき、ごみの減量化と資源化、リサイクルを推進することが主の目的で行っている事業でございます。それを前提に、このたびのコロナ感染拡大という状況を踏まえて、この4月から7月までのごみ処理量について、村でのデータを見てみたところでございます。

4月から7月までのごみの処理量は、前年より増加をしているという状況でございます。これ

は全体量、4月から7月までの4か月平均で村内の可燃ごみが51.2トン、これが前年は48.2トンということで、3トン増加をしているという現状でございます。これ、一昨年と昨年を比較しますと、30年から31年にかけては1.6トン増加をしているという現状でございます。なので、いずれも増加をしていますので、どこまでがコロナの影響かということは一概には言えない部分はありますけれども、一定コロナで外出を控えられて、そのことがごみの増加の要因の一つになっているのではないかとこのように推測をするところでございます。

一方で、4月には緊急事態宣言が全国に出されまして、在宅を推奨するというようなことだったわけですが、この在宅が増えて、ごみ量がそれに伴って増加をするということにつきましては一定理解をするところではございますけれども、一方で、この感染症が蔓延するという想定の下では、ごみの回収、収集であるとか処理に係るBCP、業務継続ということで、携わる人たちが感染をしないということを目的に、人数を減らして業務を行ったりするということが想定をされる、こういった観点から、処理能力が通常よりは下がってくるということも想定をされるところでございます。そういった場合には、やはり村民の皆様に対しても、ごみの減量について、改めてお願いをしないといけないというようなことも考えられるところでございます。

以上のようなことを踏まえつつ、感染予防、感染拡大防止ということを第一に考えながら、これはよく検討していく必要があるというふうに考えております。

もう1点の子育て、あるいは介護ということで、紙おむつを利用しておられる世帯を対象に施策を考えてはどうかという御提案でございます。こちらにつきましては、子育て施策、それから在宅での介護を支援をするような取組の一環として、これは新年度に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で松田議員からの答弁に代えさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） ありがとうございます。

まず、タクシー券につきましては、総合的に検討したいということなんで、ひとつよしなに検討をお願いをしたいと思います。その中で、今、社協の車をどうのこうのという話があったんですけども、結局タクシー券を利用するのは急遽の場合がほとんどなんで、公民館へ行くだとか、あっちこっちに行くだとかという予定の中での手段ではないんで、その点も含めて検討をお願いをしたいなと思います。

それで、30年にタクシー券についての質問があって、その中で、当時の村長が、今イオンを結んでいるバスとタクシー券を組み合わせながらやっていただきたいなということで、結局は、

同居人がおられて、仕事に行っておられる間もバスが通りますよという言い方ではなかったのかなと思うんですけども、このバスが全てのところに止まるのかといたらそうではないので、病院にしたって大きい病院しか止まりませんので、個人的に行くのは自分の指定した病院に行くのが目的でありますので、その辺も含めて考えますと、イオンを結ぶバスとタクシー券利用するというのは、的を射とるような感じですけども、個人としては非常に難しいなというところから今回質問したわけですけども、まず、タクシー券の、今、村長が言われました利用者さんの数と申請率、この45%というのは申請率でしょうか、この辺のことを再度お願いできますか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員の御質問にお答えします。

先ほど村長が答弁いたしました利用実績でございますが、令和元年度の利用が、障がいの方が15名、75歳以上の高齢者のみ世帯が45世帯、それから65歳以上で74歳以下の高齢者のみ世帯が9世帯の69世帯ということになっておりまして、それが対象となる方に対して、真にその実績、使われた方が45%であったり47%であるという意味でございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） これは聞いたことがあるかもしれませんが、この利用券の交付といますのは、1か月4枚、1年間で一括支給であれば2万4,000円になるんですけども、1回に2万4,000円分の利用というのはできたんですかいね、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員の御質問にお答えします。

1回につきましては500円の1枚ということだけでございますので、一括では使えないということですよ。

○議員（8番 松田 悦郎君） 使えない。

○福祉保健課長（小原 義人君） はい。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 最初の質問にも言いましたけども、他県で、ある自治体では、この交付の支援条件が、外出支援を受けることが困難な方にもタクシー券の交付条件をという規則を決めてあるところがありますが、この実施しとる市町村なんていうのは理解、理解というか、御存じでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員の御質問にお答えします。

県外のどこの市町村ということは把握はしておりませんが、一応、県内市町村の全てにつきまして、どういう助成をしているかということは把握しております。その中で、確かに、松田議員のおっしゃいますように、同居の家族という条件がないところもございます。そこにつきましては、見てみますと、大体中山間地であったりといったところでありまして、同居という条件はないんですけれども、例えばバス停に行くまでに2キロ以上離れた世帯だよというようなところがありまして、やはりそこではそれなりの不便なところということで、そういう条件になるのかなというようなところから、うちと比較して、うちでいえば、2キロ離れたとこっていうのはほとんど端から端ですので、そういう条件も、日吉津の環境なんかも加味した上で、一応これからの検討もしていきたいなというふうには考えているところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 次に、この規則の内容について質問をしてみたいと思いますが、まず最初に、規則の第2条の対象者の中で、この対象者というのは住民税非課税者とあります。調べてみたら、いろんな自治体もこの辺で非課税者でということは指定してないところもあるんですが、日吉津村で非課税としたというところの説明をしていただきたいと思うんですが。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員の御質問にお答えします。

住民税非課税ということにつきましては、経済的な援助がやはり必要だろうという、その視点でございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 次に、この規則をこの質問のために調べたんですが、非常に難しい名前の規則ですが、これはほとんどがタクシー券の関係ではないかなと思うんですけれども、このやつをもうちょっと分かりやすい規則名にしたらどうなのかなという提案なんですけれども、全国で調べたところの規則名を見ますと、障がい者交通費助成だとか、福祉タクシー利用料金に関する規則だとか、福祉タクシー等料金助成事業実施要綱とか、障がい者福祉タクシー利用料金助成規則だとか、重度障がい者タクシー料金助成事業などがありますが、大体にこの中身は「タクシー」という字が入っておるんですが、日吉津村のこれに関する規則の中には題名に「タクシー」の名前がないので、これをもうちょっと分かりやすいように名前を変えたらどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員の御質問にお答えします。

確かにこの事業名を聞いただけでタクシー助成ということは分かりにくいと思いますけれども、ここの趣旨がやはり障がいのある方や高齢者のみの方の日常生活の利便性、そして社会活動の参加促進を図るといことが大きな狙いですので、設立当時、つくった当時に、その事業名でしたということだと思います。規則の変更につきましてはなかなか、分かりやすいとか、そういった御意見があるということ踏まえながら、ちょっと検討はしてみたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） この規則の中、読んでいましたら、さっき言いました75歳以上の高齢者のみの世帯というのが記述の中に入っていないんですが、これは今後補足されるんですか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員の御質問にお答えします。

もし現状と違ってものであれば、それは不備があるということですので、すぐ改正をする必要があると考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） この規則の第2条に助成の制限という中で、違反した場合には全て返還させるとともに、タクシー料金の全部または一部を返還させるとありますけども、今までにこのような事例は発生しておるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員の御質問にお答えします。

今までそういった不正で返還をしていただいたという実績はありません。

○議員（8番 松田 悦郎君） ありません。

○福祉保健課長（小原 義人君） はい。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） では、ごみ袋の関係に行きたいと思いますが、最初に、私が今3歳未満の幼児ということ言ったんですが、3歳未満の乳幼児の世帯とおむつを使用している高齢者の介護をしている家庭数というのは、およそには分かりますか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員の御質問にお答えします。

今ちょっとここではその数が把握できておりません。申し訳ございません。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 次に、今、コロナの関係で、家庭の経済的負担を少しでも軽減するよとということ、ごみ袋を一般家庭に配布と、それから子育て・高齢者世帯には年間無料配布ということ、質問したんですが、日吉津村ではごみの量はようになってるんですかというふうな聞こうかと思ったりしたんですが、どうも、いろんな状況を見ながら、増えてきておるといことなので、この辺を含めて、全国的にも増えたということ、無料配布事業をやっておる自治体も多いので、その辺を含めて、今後検討をお願いをしたいなと思います。

それから、これ、あるニュースで見ましたけども、認知症の高齢者や重度の障がいのある方で、紙おむつを必要としている家庭や新生児のいる家庭では、1日に10枚前後のおむつを使用しておられるというふう聞いております。湯梨浜町では3歳未満の乳幼児家庭や要介護状態の人で紙おむつを使用している世帯にごみ袋50枚を無料配布しているようですが、この負担は年間で考えますと非常に多くの負担がかかるので、ひとつその辺も含めて、無料配布をお願いしたいなと思うんですが、先ほど村長からも、ごみ処理に関する作業の関係も含めて、いろいろ考えてみたいというふうにもありましたが、これについては見解はどうなんでしょう、10枚前後も使っているという現状は。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。先ほど答弁をさせていただきました。コロナウイルスが蔓延をしている中では、やはりごみを社会的に処理をしていく能力が下がっていくことも想定をされるということでございます。

あと1点、そもそもこの有料化というのが、やはりごみの量を減らしてみんなでいまいしょうというのが趣旨で有料化になっているものと認識をしています。その辺りの前提も踏まえながら、コロナが蔓延したときの対策としての無料配布という件と、あとは、後段でもおっしゃいました子育て、あるいは介護世帯への支援ということは、少しこれは別で考える必要があるかなというふうに思っています。コロナ対策としての事業と、あとは子育て・介護対策の事業ということで分けて考える必要があるかなというふうには思っています。

どれぐらいの量が必要になってくるかというようなことにつきましても、今後検討していく観点かなというふうに思っていますけれども、一番最初に申し上げました基本的な考え方としては、やはりごみを減量していまいしょうという考え方はあるということ、これを認識した中で、こういった支援策というのも考えていきたいというふうな今考えているところでございます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（８番 松田 悦郎君） 確かに、村長が言われるように、ごみの減量化には誰もが、村民の皆さん方全体が考えておられるとは思いますが、しかし、そうはいつでも、なかなか不要不急で家を出れないという方につきましては、ごみの量もだんだん増えてくるのかなと思ってありますし、大体にコロナの感染症対策事業として何項目か上げられておりますが、つくりましたけども、一番最初に子育て世帯の臨時特別給付金がコロナの関係で出てますので、この辺も出てますので、乳幼児のごみ袋についてはしませんよというような言い方されるのかなと思って、ちょっと返答を考えておったんですけども、そもそも、調べてみたら、非常に多くの自治体のごみ袋の無料配布事業をやっておりますので、まず私が聞きたいのは、不思議に思うのは、コロナ感染症対策事業を決めるときに、なぜごみ袋の無料配布という事業というのは浮かんでこなかったのかなと思うんですが、その辺は何か理由があつてのそれを入れてなかったのかどうか、お聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 松田議員の御質問にお答えします。

ごみ袋の件で、コロナ対策ということでは当初から念頭にありませんで、村長が申し上げてるとおり、減量化という視点がありましたので、この辺のコロナの関係では考えておりませんでした。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 松田議員。

○議員（８番 松田 悦郎君） もう最後ですけども、減量化は、今さっき言ったように、誰も彼もが分かっておりますけども、ネットで調べてみたら、ほとんどの自治体でこの無料配布をしております。これがなぜ日吉津村でできなかったかというのが非常に不思議でありまして、その中で、新聞見とったら、北栄町だかが急に新聞まで載ったと、無料配布したということなので、無料配布するだけで新聞に出るなんていうことはまずなかったんですけども、ネットでほとんどの自治体がやっております。だけえ、この辺を含めて、村長も検討すると言われておりますので、これを早急に検討していただいて、いい日吉津村にさせていただきたいなと思います。以上で終わります。

○議長（井藤 稔君） 引き続いて、一般質問を行います。

議席番号２番、山路有議員の質問を許します。

山路議員。

○議員（２番 山路 有君） おはようございます、２番、山路です。先ほど村長が言われまし

たように、質問者、マスクを取ってもよろしいということになっておりますので、マスクを外させて行わせていただきます。

2番、山路ですけども、ただいまから私の一般質問を行います。

議員生活25年が過ぎたところであります。この間、一般質問で印象に残ったものとして、平成15年に行った町村合併に関わる質問であります。当時は、議員生命をかけた質問であったと思っております。結果的には、単独存続が実現したところであります。これはあくまでも結果であって、当時は非常に緊張した中での一般質問であったというふうに思っております。今、その保存版を見ますと懐かしく思うところで、あの当時は若かったなというふうに思い返すところです。

さて、このたびの一般質問は、それに次ぐ一般質問であると思っております。準備にこれまで以上に時間をかけ、進めてまいったところであります。常に基本は村民の声の代弁者であることに心がけ、本日の一般質問に臨みたいという気持ちであります。

本日は2問質問をいたします。1点目は、コロナ禍から村民を守る施策をとということをお聞きします。2点目は、うなばら荘指定管理継続判断はということで、この2点についてお伺いしたいと思えます。

それでは、早速、最初の質問に入ります。コロナ禍から村民を守る施策をとということで質問をいたします。

8月7日現在、これは一般質問を私が提出した頃のことを列記しておりますので、多少数字が違ふと思えますけども、鳥取県下の新型コロナウイルス感染者発生状況、米子市で発生し、21人目となると。現在は22となっております。西部圏域においても一気に緊張感が高まるという、こういう状況でした。特に東京、大阪、沖縄県など、緊急事態であります。また、多くの地方都市にも広がりつつあります。全国的には、この当時は1日に1,400人以上が全国で陽性患者が発生するというので、非常に危機感を持っていたところであります。今後、寒くなってからの感染者はますます増えるものとされております。村民を守る施策を提言するとともに、行政の対応をお伺いしたいと思えます。

まず1点目が、役場職員、特に課長級ともなれば、首都圏に出張等は避けられないというふうに私は思っております。令和2年、今年4月以降、首都圏に出張された方はいるのかと、これは資料提供をいただいております。

続いて、2点目は、その職員が帰村されたとき、つまり日吉津に帰られたとき、PCR検査等を受けておられるのかと。抗原検査もありますけども、要はPCR検査、一番確実なのはこれで

すので、この検査されているのか。

3点目が、現状では陰性を確認するためのPCR検査はできないと。しかし、自費で行う場合はその限りでない。これは鳥取県、米子保健所、各対応窓口の見解であります。であるならば、公費でPCR検査等を行うと、結果が出るまで2日間程度、自宅待機とすると、今後このような対応ができなければ首都圏には出張等できないと、最低限の対応ではないかと思えますけども、この辺り、見解をお聞きしたいと思います。

続いて、4点目は、各世帯の消毒液がなくなる時期でもあります。そのように、本当に私も見ております。啓発の意味も含めて、自治会の協力も得て、各世帯に無料配布すべきでないかと、この辺りの見解をお聞きしたいと思います。

続いて、大きな2点目、うなばら荘指定管理継続判断はということでお伺いしたいと思います。

新型コロナ禍において、民間企業、特に西部の近隣町村の旅館、ホテルの営業努力は、頭が下がるところであります。このような中であって、うなばら荘の営業努力が目に見えないと、これが多くの村民の声であります。指定管理継続に疑問の声が多くなってきたというふうに私は理解しております。

そこで、まず1点目、休業期間、4月21日から6月30日まで70日間、職員の営業努力はあったのか、また、今後の取組はあるのかと。できたら、今後の取組はということは、村長、申し訳ないですけど、できることならこの休業期間だけにしてほしい、答弁を。でないと、私も限られた時間でできないようになるんで、もしできるんならば、今後の取組は答弁は私は要らないと思ってるんで、その辺り、もしできたらよろしくお伺いしたい、できたらでいいです。

2点目が、平成27年度、定額制、つまり西部広域に納入する額2,500万円となったわけですけども、それ以降、令和元年までの補助金額は、つまり赤字補填、税金から幾らしたのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、3点目が、令和2年度の村補助金の見込みはという、また、その補助金額で、理事長、村長の判断はあるのかと。私も試算しております。つまり、判断というのは、撤退する判断があるのかということをお聞きしたいというふうに思っております。

次、4点目が、サウンディング型市場調査状況はということでお伺いしたい。このような資料が提出されるということについて、うなばら荘理事長、村長はどのような理解をしているのか。また、このような資料が提出されるということは、これまでの非公募、公募となる理解でよいのか。非公募から、これまでは非公募で、一時公募もあったんですけど、公募となる理解でよいのかということをお聞きしたいと思います。

5点目は、指定管理者納入金2,500万、これ、6月議会でこの額を西部広域で少し減免してもらおうということ、総務課長、うなばら荘会計責任者、何とかこの額を下げてもらおうということ、私の6月の一般質問で言うておられます。その後、何の返答もありません。このような状況は今どうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

以上、非常に私も限られた時間ですので、手短な答弁でお願いしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、山路議員からの御質問にお答えをしております。

まず1点目、コロナ禍から村民を守る施策をということで御質問をいただきました。職員の首都圏等へのコロナ禍での出張に関する御質問だというふうに受け止めたところでございます。

こちらにつきまして、まず、職員の出張等、コロナでの対応につきまして、4月に発令されました緊急事態宣言が解除されまして、6月19日から県をまたぐ移動等が緩和されたわけでございますけれども、その後におきましても、感染が拡大している地域へ出張する際には、三密を避ける等、感染予防に万全の注意を払って実施するようにして、徹底をしているところでございます。とはいえ、極力控えるようにということで指示をしているところでございます。

あわせて、職員の健康観察、これは出張するしないは別としての対応でございますけれども、毎日検温を行って、少しでも症状がある場合には休んで様子を見るように指導しているところでございます。

そういった対応をしている現状と申し上げた上で、出張について、4月以降、首都圏への出張等があったかという質問でございますけれども、こちらにつきましては、議員のほうには資料をお出ししておりますが、2名出張しております、村長と福祉保健課長、日にちは、村長が7月14日から16日まで、内容としては、協議及び国への要望活動、行き先は、内閣府及び国土交通省でございます。福祉保健課長につきましては、7月14日から15日まで、これは協議のため、行き先は内閣府でございます。そのほかの職員で県外出張はございませんでした。

この職員が帰ってきたときにPCR検査を行っているかという御質問でございますが、PCR検査は行っておりません。

PCR検査につきましての考え方を申し上げさせていただきます。現在、PCR検査につきましては、症状が出まして、発熱・帰国者・接触者相談センターに相談をされるなどした結果、医師が診断上必要と認められた場合、または感染症法に基づく積極的疫学調査、いわゆる濃厚接触者というふうに認められた場合に、この確定検査が行われているという状況だと認識をしております。

ます。一方で、症状は出ていないが、その不安、例えば今回のように首都圏に行ってきた、帰ってきたので、不安なので検査をするというような検査、自費検査というようなこともございましたが、こちらにつきましては、現時点では現実的ではないと考えているところでございます。

その理由といたしまして、県内のPCR検査体制が、都会のほうでは一定診療所等でも受検できるような体制ができているというような報道も見るところでございますが、県下におきましては、この体制が、都会ほどどこでも受けられるような体制が整っていないのではないかとこの点でございます。

もう1点は、これは今後、検査が身近になった場合にも言えることだと思いますけれども、PCR検査受検での陰性の確認というのは、その時点での安全性を確認できるものでして、今後の安全性を保障するものではないということで、つまり、発症して、その前2日とか言われてますけれども、その期間であれば、検査をした結果、陽性というような結果が出る確率が高いと言われておりますけれども、全く無症状なときに受けたとしても、これは検査としても結果に表れないということが言われているところでございます。なので、このときに帰ってすぐに検査をして陰性だったからといって、じゃあ大丈夫だということで行動を慎まずに行っていくということは、これは今後も、この検査体制が充実をしてきた後も注意をしていく必要があるのではないかとこのように考えているところでございます。

8月28日に、国の新型コロナの対策本部で、今後の取組について決定がされたところでございます。その中で、検査体制の拡充というのもうたわれております。今後、県が中心となって、検査体制の拡充が図られていくものと考えています。まずは医療機関であるとか高齢者施設、一定の高齢者や基礎疾患がある方など、いわゆるクラスターの防止であったり重症化の防止が優先されつつ、自費検査についても全体の中で検討をされていくのではないかとこのように考えているところでございます。

感染が拡大している地域の出張等につきましては、今後も基本的には必要がある場合のみ出張をしていくべきと。そして、出張した場合には、三密を避ける等、感染予防には引き続きまして万全の注意を払っていくということが重要かと思っております。予防対策を徹底をしていくことが新型コロナウイルス感染症の早期終息につながると考えられることから、今後も予防対策を徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、消毒液を各世帯に無料配布してはどうかという御提案でございます。こちらにつきまして、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、自治会の協力を得て、各世帯にこれをすべきではということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、手、指の

消毒は有効であり、三密を避けることなどと併せてお願いをしているところでございます。ぜひこれは各家庭においてもそれぞれで準備をいただき、感染予防に引き続き努めていただきたいと思いますと考えております。

次に、大きな2つ目のうなばら荘指定管理の関係の御質問でございます。うなばら荘の経営状況等々についての御質問でございます。

こちらにつきましては、うなばら荘、3月初めからコロナ禍でキャンセルが相次ぎまして、4月16日には国の緊急事態宣言が全国に発せられたことから臨時休館、うなばら福祉事業団から西部広域行政管理組合に申請をして、6月いっぱい休館をさせていただいたところでございます。この間の営業努力、取組ということについての御質問だったかと思えますけれども、営業再開に向けまして、コロナの対策ということで、うなばら荘で感染予防ガイドラインを策定し、日帰り入浴の人数制限だとか営業時間の変更、それからフロントや宴会場のアクリル板設置、それから検温、手指消毒の徹底など、対策を行ってまいったということ。あとは、これは売上げプランの関係になりますけれども、営業再開に併せまして、これは村の事業になります、65歳以上の方を対象にうなばら荘の利用券を配布させていただきました。うなばら荘のほうでは、それを利用した村民プランなどの実施、あるいはキャッシュレス決済の導入などということにも取組をしてきているという状況でございます。

その後、営業再開をしたわけですが、7月末ぐらい、全国でも、また県内でも感染が続いて発生したという状況もありまして、キャンセルが相次いだという状況でございます。こういった状況も受けまして、8月末からは市町村職員共済組合の利用券を活用し、注文による弁当のテークアウト事業を開始したところでございます。そのほか、職員一丸となって、知恵を絞って努力を最大限してまいりたいと考えているところでございます。

今後、村から、村内の飲食店等で使えます食事や宿泊等の補助券の発行も予定をしておりますし、うなばら荘でも独自のプランを考えているところでございます。ぜひ、村民の皆様方にもうなばら荘御利用をいただきたいというふうに考えております。

次に、うなばら荘の27年度以降の村からの補助金につきまして、こちらにつきましても、議員には資料を提出をさせていただいております。

平成27年度から5年間、指定管理を受け、営業してまいりましたが、売上げが思うように伸びないところもあり、毎年2,500万、平成27年度が1,800万ということでございますが、その後、毎年2,500万から3,000万円程度の補助を行ってきているところでございます。29年度、30年度には大規模な改修もございまして、そういった効果もあり、令和元年度には非

常に利用伸びてきている現状ではありましたが、コロナの発生影響によりまして、最終的にはそこまでいい成績にはならなかったというのが現状だというふうに考えております。

次に、補助金の見込みということで御質問でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げました、休館後も7月下旬から9月にかけてキャンセルが非常にたくさん発生をしているという状況でございます。そういった状況も受けまして、今回の議会、9月補正予算で補助金を3,000万円でございます、予算計上を提案をさせていただいているところでございます。その上で、先ほど申し上げました新たな取組、それから休業に伴います雇用調整助成金など、活用できる仕組みは活用しながら、さらに西部広域ともよく相談をしながら、少しでもよい経営状況となるように頑張ってお取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、サウンディング型市場調査についての御質問でございます。こちらにつきましては、うなばら荘の在り方検討会というのが西部広域で実施をされています。うなばら荘は、老人福祉のための貴重な宿泊施設、老人休養ホームということでございますが、ということで設立をされ、活用をされてきております。しかし、今後必要となる大規模改修等の将来負担等を鑑み、西部広域で今後の在り方が検討をされてきているところでございます。そして、現在の指定管理の期間中、令和2年度から令和3年度にかけてが現在の指定管理期間中ですが、その間に今後の在り方について検討を進め、今年度中には検討結果が取りまとめられる予定となっております。

その在り方検討の一環として、民間事業者から広く意見や提案を求め、施設の有効活用の可能性等についての意見を把握するため、サウンディング型の市場調査というのが現在実施をされているところでございます。これは、うなばら荘の施設の有効活用について、まずは民間の意見を聞くということが目的でございます。この調査で応募があったからといって、それがイコール指定管理、これを非公募から公募になるということではございません。まずは民間事業者からどんな提案があるか、その意見を聞くために実施をされているものでございます。

募集期間は6月19日から始まりまして、9月の18日が申込受付ということでございまして、9月末までが個別の対話が予定をされています。それは、募集申込みがあった場合には、個別対話が実施されるということでございます。現時点では、事業者からの応募はないというふうに聞いております。

最後に、うなばら荘に係る指定管理者の納入金、これは西部広域への納入金2,500万円についての御質問でございますけれども、こちらにつきましては、現段階で西部広域と状況を共有をしながら、併せて支援をお願いをしているところでございます。そして、西部広域で検討をいただいているという状況でございます。現在のキャンセルが相次いでいるというような状況も踏ま

えまして、引き続き西部広域と連携を密に取り合って、お願いをしまいたいというふうに考えております。

以上、答弁を終わります。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 村長、どうもありがとうございました。

それでは、再質問ということでさせていただきます。

まず最初に、今日は初めて再質問が53分もあるということで、非常にある面では時間に安心してできるかなと。6月は20分なかったんで、非常に内容が、自分も後からテレビ見て、これじゃあ一般質問になってないなと反省したところです。

でありまして、今回も再質問ですけど、これは私の一般質問ですので、途中で、私が分かっただけであって、分かりましたと言ったらやめてほしい。ひとつ、失礼ですけども、そういうふうにしてもらわないと、延々とやればいいんですけども、私のほうで分かりましたと言ったらやめてほしいというふうに思っております。

最初のコロナ禍から村民を守る施策をとということで、これは7月16日、日本海新聞、こういう新聞が出たわけですね。私も朝、7月16日、読みながら、村長も頑張っておられるなというふうに、朝、食事しながら読んでいたところですけども、実を言うと、村民の方から何と、村長さん帰ってPCR検査受けちゃうなあだかという電話がかかってきた。ちょっと議員さんにも相談したことがありますけども、いや、受けとうならん。それじゃあ、出てもらっちゃ困あわと問合せがあったということで、こういう質問を即準備したという経過があります。

それで、5月14日、先ほど村長のほうも言われましたけども、村でもコロナ対策本部を持たれて、いろいろな通達、議員のほうにもファクスで入っております。そうすると、それを受けて、私、教育民生におりますので、教育民生常任委員会も県外視察はもう年度内、来年の3月までやめるということにしました。だから、もちろん削除、組み替えして削除になっていると思います。

そうすると、このような経過を踏まえると、コロナ対策本部会議で、村長、2人行っておられるわけですね。そこでPCR検査せないけんかないかというような、対策会議でそんな意見は出ませんでしたか、まずそれを聞きたい。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。そういった意見は出ておりません。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（２番 山路 有君） 今、るる村長も述べておられますけども、三密にならないように避けてと、そうすると住民不安、これだけ防災無線で三密にならないとかいろいろな放送、実に私も聞いてますので、そうすると、けども、その本部長なりが、東京ですよ、この時点がすごいんですよ、発生状況がね、第二波が始まるところで。村長が帰られる頃が200人、これまで最高とか出ているわけで、確かに村民は心配されると思います。その払拭なんていうのは、もう今は多分日吉津村内でも、今でもですよ、東京に行かれる方はないし、親戚は帰ってくるのもやめておられるはずですよ。そうすると、村民の不安というのはどうして解消されますか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。冒頭で答弁申し上げましたように、これは本当に、真に必要な出張のみをするということで、我々も今取扱いをしているところでございます。その上で、現在、この当時もそうなんですけれども、感染防止と社会経済活動の両立を図っていこうという中で、首都圏への出張も、最低限ではあります、そういった中では可能ということでもございました。そして、行く者は当然十分な感染防止対策を行っているわけでもございまして、これを、村民の皆様方の不安をどう解消していくかということでございますけれども、これは一定、私どももこの正しい、何ていうか、恐れ方というかについては、やはり広報していく必要があるかなと思います。

PCR検査というのが、そもそもどういったときに今されているのかだとか、あるいは、最初に議員からもありました抗原検査はこれからどのようになっていくのかとか、そういったところを、報道でもありますけれども、我々も情報取ったりしていきながら情報提供を努めたいと思いますし、議員のほうからも、そういった村民の方からお問合せがありましたら、これはこうなんだよというふうに、ぜひこれはお答えをしてあげていただければと思います。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（２番 山路 有君） ありがとうございます。

私は、言っておきますけども、東京に、首都圏ですね、行ったらいけないということは一言も言っておりません。帰ってこられたらPCRを受けましょうと。鳥取のコロナ対策相談室ですか、それから米子保健所相談室、ここでは、自前でやられることはいいではないかと。多分、最近、平井知事、東京に行かれんようになったと思うんです。鳥取県の窓口にも、そういう苦情がすごく来ていると。

今、状況を見ると、全国的には希望者にはPCR検査を受けさせている県があります、実際に。そういうことも踏まえると、事前にPCR検査が受けられるという、今言ったとおりですけども、

受けれるということが条件に首都圏に行くということを私は述べているわけで、その辺りについて、いや、かからないように、かからないように。ただ、今もう全国的に、どこでかかったのか分からないという方がこれだけ多いのに、かからないようにと言っても、伊豆大島の議長さんも以前、奥さんが東京に入院されてて、伊豆大島へ帰られたらクラスターになっちゃった。四百何人のPCR検査をせないけんようになったとか、だって、課長さんにはかからない、村長にはかからないというようなことはないと思うんで、それを条件に行くということはどうでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。

これは最初にも申し上げました、自費検査というのがやり方があるということは認識をしておりますけれども、これをやる体制が今本当に整っているかどうかということだと思っています。これが今後充実をしていくということになれば、その際に検討はできるのかなというふうに思いますけれども、現時点で、この出張した時点でもそういった体制ではなかったと思いますし、また、もし仮に帰ってきて、ちょっと調子が悪いなということであれば、これは間違いなく発熱等相談センターに連絡をして、それなりの対処を取る、これは必要な対応だというふうに思っています。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 具体的には、何ていうか、コロナ対策本部ではそういう話、PCR検査を受けたほうがいいではないですかというような話は今、村長、出てませんと。ただ、庁舎内でも、福祉保健課長、次の日から出とんなあけど、自分はマスクしちょうけん大丈夫だろうかなと。職員の間では、村長にも福祉保健課長にもそういうことは言わない、多分村長にもそういう声は入ってないと。そんなところで、多分職員の気持ちになれば、下手に上司とは角を立てたくないということがあるから、そういう対策室でも意見が出なかったと、今、村長、そのとおり言われるんですけど、やはりこれ、職員も10日ぐらいは不安でしたよとかいう声は耳に入るわけですからね。そうすると、そういう声があっても、いや、PCR検査はやらないと。だから、今、少し譲歩されて、そういう体制になればPCR検査をする体制というような、陰性を確認するためですよ、を今ちょっと言われたんですけど、その辺りも踏まえると、どうでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。

これは冒頭の答弁でも申し上げましたが、PCR検査というの、あるいは抗原検査の体制というのが社会全体で整っていくということは想定されますが、やはり、まずその検査を優先される

べきは医療の関係であるとか、あるいは高齢者施設であるとか、一定の基礎疾患がある方、高齢の方等々がまずは優先をされて検査を受けられるべきだというふうに思っています。その上で、今の自費検査というような体制も検討をされていくのではないかなというふうに考えています。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 幾ら村長がそう言われても、私、米子保健所のコロナ相談室、電話したんですね。そしたら、個々に自費で。ただ、自費も、病院によっては4万円ぐらいになるところもある、すごく格差があるそうです、PCR検査するのに。けども、それは、個人でPCR検査される分についてはできますよと、米子保健所では、私は電話して聞いた中では、そういうことは。今、村長は、いや、そういう体制に鳥取県はないと言われるんですけど、私は米子保健所が言うのが正解でないかと思ってますけど、お金さえ自費で出せばできると。その自費は公費で持つと。どうしても行かないけん出張なんだから、それは公費で持つということはどうでしょうか、再度。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。

これは、公費でPCR検査等の費用を見てはどうかということでございますけれども、先ほど申し上げました、まずは検査を優先して受けていただくべき組織であったりとか機関であったりとかいうのもあると思いますし、また、この出張ということに関しましては、現在、県境をまたいだ移動というのも制限をされていない中で、村の職員だけではなく、民間の従業員の方等についても必要な出張はしておられるというふうに認識をしています。こういった全体の中で、村の役場の職員ということだけではなくて、全体の中でその社会経済活動を動かしていくのに必要な検査というのはどうあるべきかというような視点で検討が必要だと思っております。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 幾ら村長そう言われても、村長にしても福祉保健課長にしても、後期高齢者とかそういう方と接する。挨拶に行ったり、今、民間の方もいられるんで、そういうところを考えるとという。やりたくないということですね、実は。けども、立場的には、例えば福祉保健課長も、社会福祉協議会に行ったり、いろいろ高齢者と付き合う機会が、お会いする機会が多いと思う。村長も同時です。だから、社会福祉協議会では申出書のようなものをつくって、例えば親戚が東京から家に帰ってきたと、こういう状況ですと。不安だけん2日間休みます

とか、そのちょっと用紙は見せてもらったですけども、そういうものまで取って、社会福祉協議会では、高齢者にデイサービスとか対応をしているという状況であるわけですよ。そうしたら、民間のそういう方が東京に行かれる分と、村長なり担当課長が東京に行って帰られる分は、私は別個に分けないけんと思いますけども、どうでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。その辺り、民間と役場の職員を分けるべきというお話でございますけれども、ちょっと今、明確にそれを、役場はどうで民間はどうでということをお場で申し上げることはできないんですけども、やはりその辺り、全体の検査体制の充実等々踏まえたところで検討していくべきだと思っています。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） この件だけやってますと、うなばら荘のもう2点目がありますので、あまり。ぜひこれ対策会議なり再度考えて、この辺が余裕があるようになれば、どうしても私、東京に行ったりするのはいけないなんて一言も言ってませんので、帰ってこられたらPCR検査を受けられるようにしてくださいということを言ってるわけですので、ぜひ今後検討してほしいと。

あと、4番目の消毒液です。なぜここでこういう消毒液というのを入れるかということ、医療の専門家が今何を言ってるかということ、第二波というですかね、これが下がったときにどう対応するかというのが一番大事なんだと、今が。今が大事なんだと。ここで力抜いたらいけん。韓国でも中国でも、収まったとやったらまたぶり返しちゃったと、第三波が来たということを見ると、これは各世帯で買ってくださいと。そりゃ買われると思うんだけど、私は何をしたいかというと、各世帯もどうかすると、やっぱりコロナのストレスがたまって、もう消毒液もない家があると思うんです。それを再度啓発するために、自治会も通して応援してもらって、1,200世帯ぐらい、そこに全戸配布したらどうでしょうかっていうこと。もう専門家の意見も含めて言うところであって、再度この辺りをお聞きしたいと思う。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。

山路議員からの重ねての御質問、消毒液の全戸配布についてでございますけれども、これは冒頭の答弁でも申し上げましたとおり、議員もおっしゃいますように、やはりこの必要性であり、効果というのは非常に高いものだというふうに言われており、手洗いであるとか手指の消毒というのは今後も皆さんに継続をしていただきたいということで、その普及啓発は図っていくべきだ

というふうに考えておりますが、一方で、そういったことも念頭に置きながら、この消毒液についてはそれぞれの御家庭で準備をして、感染防止対策に取組を引き続き行っていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） これ以上言っても、各世帯で備えてやってくれということですので、私は世帯で買うにしても、多分、こういう箱に入ったやつが400円とか、それまでいかないぐらいでも。違う、総務課長、もっと高い。そんなに高くはないと思ってます。やはり再度、長い勝負になるんで、この辺りでひとつ行政からそういうことをして、ちょっと再度、緊張感を持って取り組みましょうよということでは、非常に私は消毒液を各世帯に配付するというのはずばらしい思いつきであるというふうに思っておりますけども、これ以上言っても、各世帯で買ってやってくれということですので、これ以上言いません。

そうしますと、2点目が、うなばら荘指定管理継続判断はということで質問をしたいと思えます。

まず、ここ高田課長なり担当課長、新しい課長さんはおいても、これまで私はうなばら荘の福祉事業団の応援団でした。反対討論があれば賛成討論をして、何とかこの前村長、やる気を持ってやっておられるこのうなばら荘運営を応援せないけんと。26年も、ここに持ってきてますけど、A4を3枚ぐらいの討論してます。それぐらい一生懸命うなばら荘の支援者でした。

ただ、今ここに臨んで、非常にストレスがたまってるわけですけど、もう気持ちは一変してます。これ、なぜですかということ聞いても、そりゃ知らんわいということになると思うんで、つまり、ここ半年、本年に入ってから、これ同僚議員も皆さんが感じておられるところだと思いますけども、やる気が感じられない。一言ですよ。とことん反対しますよ、私。やる気が感じられない。

それで、やる気が感じられない、一変したという、その一つは、今も言われるように、休んで、もろもろされていたかもしれないけど、例えば西部の近隣町村は、私、サッカー協会会長してて、近隣町村いろいろ経営者の方知ってるんで、どげしようかって。境港の缶詰のバイト、職員行かせると。梨の袋がけにも行かせると。例えば南部町の緑水園も、こうしてもう当初から弁当注文を取って、日吉津村も注文に応じてますね。どんどんそういう活動をせんと、実は民間は倒産だということなんで。そうすると、今、るるなんかうなばら荘内でいろいろやったということをおっしゃられますけど、私は職員には責任はないと思ってる、職員に。ただ、それを指示しないうなばら福祉事業団に責任があるんじゃないかと思うんですけど、まずその辺り、村長、ど

う思われますか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。この休館をした期間中等の努力に対する御質問、御指摘だというふうに認識をしております。休館をしていた当時でございますけれども、開館に向けての準備をしながら、準備を整えるということはしてまいったわけですが、今振り返ってみますと、議員おっしゃいましたように、例えば弁当をやったりとか、ほかのいろいろな努力ができなかったのかという御指摘に対しましては、これは率直に振り返ってみまして、もっとすべき、できることもあったのではないかなというふうに、正直なところ、振り返ってみるところでございます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 私も、給料を100%もらって、こうして70日間休むっていうのは、どうも、私じゃない、村民から見ても、例えばこの4月からでも、全村、従業員が回って、弁当を、毎日でも回って注文取っていくと、できるんじゃないですか、料理長もいるし、職員もいるし。そういう努力をされると、村民の考えも多分に私は変わったんじゃないかなというふうに思っております。

あと2点目が、気の変った2点目。6月議会において、私、総務課長に、令和元年度末、3月、赤字が出たんだないと質問をして、そこで、当時ですよ、そのときに、800万赤字が出てると。ただ、3月に2,100万円の村から補助金入れたんで、そこから300万入れて、次の年に500万を、つまり、赤字のものを500万、4月に送ったということなわけで、そういう説明受けております。

それで、私の言いたいのは、その数字が多少、もう今、この間資料もらってますけども、多少数字が違ってます。私の言いたいのは、6月の議会で、ましてや議員が質問して言うのではなくて、どうかすりゃ4月、5月のそういうところが分かった時点で、議員全部集めて、いや、こういう状況でということがされないと、何かこの流れ見ると、村からの、早い話が税金投入が何か当たり前になってるような気がする。どの議員さんも多分そういうふうに思っていると。その辺り、村長、当たり前になってましたとは言われんと思えますけども、その辺りどう思われますか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。6月議会の際等には、折を見て議員の皆様方には状況は報告をさせていただいていたところではございますが、その議会ない際に、これをやってきたかという、そうではないわけございまして、やはり今後こういった状況等につきまして、

何か動き等がございましたら、必要に応じて随時お集まりいただくなど、または何かの機会を捉えるなどして、御説明をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 次に3点目が、実に、このたび3,000万の補正が来てるわけです。これ、私もびっくりした。これ私、一般質問を提出以後にこの議案が来たんで、分からない。ただ、私はここでこういう時間があったんでよかったんですけど、ますます説明も何もない。先日、全員協議会の中で同僚議員が、それでも、どうして3,000万入れないけんのかという説明的なものを出せやということと言われて、初めてA4の1枚物が出たと。これ、もちろん村民も議員も、軽視という言葉でしかないだないですか。300万だないですよ、3,000万ですよ。ちょっと村長の見解をお聞きしたい。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。こちらにつきましては、先ほども御答弁をさせていただきましたけれども、やはりそのやり方というか、丁寧な御説明に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） ぜひとも、私は丁寧な説明しなければ、10万や20万の話じゃないです。もうこれね、議員軽視も甚だしいと、私は。こういうのを見ると、通すわけにはいかない。この話を幾らしても、時間がすぐ来ちゃうんで。

平成27年度から定額制2,500万、村の補助金は27年度から幾らになったかということで資料頂いております。ありがとうございます。そのトータルをすると、1億2,800万になります。第1回の指定管理を受けたのが平成18年。4年間ほどはよかったんですけど、22年から赤字、つまり、村の税金を繰り入れないけんような状況が来てます。なぜ26年を切ったかという、納入金の在り方が少し違ってたんで、27年度以降はということでしたんですけども、22年から26年の5年間で5,000万投入してます。このたびが約1億3,000万。そうすると、私、単純な計算で1億8,000万、うなばら荘に繰り入れることになります。今回3,000万をすれば、2億余りをうなばら荘経営の赤字補填に日吉津村の税金を繰り入れることになると。で、私は次のことは、今度は令和2年度、今ですね。これ今、3,000万入れなくて、例えば債務負担行為を起こして銀行から借りてもらって、来年の3月におおよそ幾らぐらいになりますかと言っても、村長言われないうで、私が試算しております。おおよそ1億です。今年の3月の営業しながら800万、今、赤字が出たと言われますね。4、5、6がそういうことで額が

分かっております。そういうことも試算すると、約1億。9,950万です、私の試算ですよ。ただ、国の第1次補正、第2次補正がありますので、それを幾ら見積もっても、2,000万入ればいいかなと、2,000万。それすると、来年の3月、補助金は8,000万。ただ、うなばら荘の営業努力もあって多少入れたとした、それから、この定額の2,500万が西部広域が例えば2,000万にするよと言われても、私は7,000万ぐらいになると思うんですけど、こういう数字が出た場合に、年度末ですよ、今年の、令和2年の年度末。村長はやはりそれでも指定管理、年度途中ですけども、それでも向かっていけますか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。今、議員のほうから独自の試算等もお示しをいただきまして、お話がありました。やはりこれを運用していく上で、一つはやはり頑張っって売上げを上げていかないといけないということだと思っています。それから、国のほうの雇用調整助成金、休業に伴うものですので、こういったものも活用をさせていただきながら、あとは西部広域とも相談をさせていただきながら、いかに赤字の部分を少なくしていくか、黒字を目指していくかということで頑張っってまいりたいというふうに考えているところでございます。

指定管理の件につきましては、現在、指定管理をうなばら福祉事業団受けておりますのが、令和2年度及び令和3年度の2年間ということでございます。当面この期間、令和2年度、令和3年度の期間、一生懸命取組をして、ぜひ村民の皆さんにもたくさん使っていただけますように、努力をしながら、経営がよくなるように取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 私、今、大体連日ウオーキングしてますので、うなばら荘の前も歩くんですけど、フロントぐらいしか電気ついてませんよ。このたびもキャンセル等が続いて、3,000万入れてもらわないけんということ。例えばそれで年度末が7,000万、8,000万の村繰入れで、議会が否決したと。この途中、指定管理途中で。そうすりゃ、予算が出ませんね。ただ、来年の3月は帳尻をきちんとせないけん年ですね。必然的に撤退せざるを得ないんじゃないかなと私は思ってます。そうすると、えらい、例えば例えの話ですけども、こういう場合の責任、私も心安い弁護士さんにちょっと話はして聞いたところですけども、村長として、例えば来年3月、否決を受けて、予算執行ができないということになったら、あり得ること。そうしたら、村長、そのときの責任は誰が取るんですか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。責任についての御質問でございますけれども、ちょっと現段階、現時点でその責任が誰になるのかということの答弁は、今ちょっとようせんというところが正直なところでございますけれども、そういったことがないように、しっかりと経営努力を進めてまいりつつ、西部広域等ともよく相談をさせていただきながら、ここは対応を考えてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 弁護士さんに聞けば、電話ですので大ざっぱな話しかしてませんが、やっぱりこの破産した状況のそういう委員会っていうんですかね、そういう会を立ち上げて、そこで誰に責任所在があるかということになると。例えば理事さんの中でも、俺はそげなことで理事してないわと。そうすると民事裁判になるでしょうねと。例えば会計責任者、その対応の会議で、会計責任者も責任取らないけんかないかというような話になったら、皆さんがそうなってくると、本気にならざるを得んですわね、自腹切らないけんから。多分にそうした方の見解としては、つまりは今、理事さん7名おられますけども、理事はこれは責任取らないけん。それは当たり前のことです。は、言っておられます。

もう一つ私、聞きたいんですけども、これは高田総務課長に聞きたいと思ってます。なぜ、令和2年度、債務負担行為起こしてもいいぐらいになっとうだないですか。それも議員のうちでは、ある程度上限定めておかないけんかないかという御意見も出ちょうです、議員の中から。ただ、私はそれは、地方自治法で文言だけでもいいと、うなばら荘が指定する額は銀行から借り入れできるわけです。そうしたら、この3,000万、なぜこの、初めてですよ、年度途中で3,000万、一般会計から繰り入れるようにしたのか、補助金としてですね。ちょっとこれ、会計責任者に聞きたい。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員の御質問にお答えします。当初3月の議会で、令和2年度の債務負担行為っていうのは議決をいただいておりますので、金額は上がっておりませんが、限度額までということで、大体は年度末に決算見込みということで補助金を3月予算に上げさせていただいて支払ってきたという経過でございますけども、このたび、先ほどから申しますように、現在2,600万程度の赤字になってるということで、実はこの中で、昨年は2,000万の借入れをしておりますでしたが、今年は当初から2,000万の借入れをして、うなばら荘が資金を運用してきたというところでもあります。今回、残り1,000万の資金も借りた上で、この赤字を埋めるために、そうしないと資金ショートを起こすという状況の中で、このたび3,000

万の補正を上げさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいという具合に思います。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 大変分かりやすく言っていただいたと思っております。理事の皆さんに聞きますと、理事会では幾ら上限がないといいながらも、どうも3,000万までしか借りれないよと言っているわけです、理事会で。そうすると、今言われたように、3,000万もうっているわけです。泳げないわけ。そうすると、何にせざるを得ないかいうと、一般会計で出していないと、運転資金、つまり、自転車操業してるんで、それは前々から分かってるんだけど、しようがないでやってきたんだけど、つまりは、ここ3,000万出せば、債務負担行為、銀行から借入れ3,000万、今回うちから入れて、つまり6,000万。現状ですよ。この債務負担行為は会計、何にも出てきません。こういう会計のとやかくに出てこない。現状で6,000万つき込むわけです。だから、最終的に、私は年度末に6,000万、7,000万、8,000万、幾ら国の1次補正、2次補正があったとしても、年度末の、今回3,000万入れなかったらですよ。そうすると、高田課長、理事会開いて、うちでは上限定めてないから、理事会もう一回開いて、銀行借入れをしたらどうでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員の御質問にお答えします。うなばら荘のほうとも、村長とも協議した中では、結局2年間の指定管理ということにこのたびなっておりますので、来年1年でお返しをしないといけないという状況の中では、なかなかこれ以上の資金を借入れを起こすということも厳しい状況だということで、今回こういう結果を選択したということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） ねえ。こういうのがずっといくわけですよ、つまり。銀行借入れは返さないけん。税金はそのまま使って返さなくてもいいという、このルーツがあるから、つまり一般会計に手をつけざるを得ん。村長、理事会開いて、あなたが理事長なんだから、こういう状況で、議会としても反対だと言われちゃうと。3,000万、運転資金分として銀行借入れをして、うちは何も言わないんだから、議会はね。もう認めてるんだだけえ。そういう会を持つことはされませんか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 理事会等開きまして、現状等につきまして、このお話しをするという

ことにつきましては、これはやぶさかではないし、やるべきではないかというふうに考えています。ただ、借入れのことにしましては、先ほど総務課長が答弁をしましたとおり、やはりこれ、借入れをすると、この上限を取って借入れを増やすと、やはりこれは返していく必要も出てくるということで、その辺り、現在のところでは、こちらそういった方向性では考えていないというところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） これ以上税金投入するのはやめてほしい。これ、村長はうなばら事業団という、村長と二足履いておられるんで、非常に苦しい立場だということは理解しますけど、傷口が大きくなる前に何とか始末つけて撤退しないと、これ以上返済もできないと。債務負担行為、もうこれ以上したら返すめどがない。そうでしょう、お客も泊まらない、ただ維持管理費、人件費がどんどんかかっていくと。次何をするかいったら、もう税金しかないですが。理事会で幾らそういうこと言っても、多分、私、そういう実情が分かってくると、今、村長入れて7名の理事さんおられますけど、理事さんも本気になれば、私、辞めさせてごせやって、私が理事ならね。そげなことを言っちゃらだったかなと。お金のそげな心配はかけんってって、自分は理事になったと。いざ議会でこうなっちゃうと、せないけんでないかと。返済ですね、責任の一端がああでないかということが始まるんじゃないかと。

まだ私、ここ議員さん10名おられえですけど、今、村民のいろいろ話を聞くと、この間もちょっと言われてね、議員も責任の一端があるんじゃないかと。これまでずっと可決してきたんでね。そう言われると、私も4月以降、特別委員会開いて、この辺り私、分かってたんで、聞いてたんです。議会としても対策の、うなばら荘対策会議、支配人や村長、会計責任者呼んで、事情を聴かないけんだないですか言ったですけど、1回も開かない。私は今、村民の間では、議員の責任も一端がああでないかという声も出始めておる。やっぱり村民の人は黙っちゃうようですけどね、いざちょっとそういう状況があると、そういうこと言われますよ、議員の責任もあると。弁護士さんに言わせりゃ、議員にはそんな責任はないって言われるんですけど。そういう状況があるということです。

これ長々してもいけませんので、あとサウンディング型市場調査、この間、こういう新聞が出たわけですね、これですね。新利用策を市場調査という、こういうのが日本海新聞に出て、これについても同僚議員からも、ええっ、もう次の民間企業、入るんじゃない、これ読むと。もう見に来てるんだと。今、村長が言われるいい案をなんていうレベルではないですから。

私、2年ほど前までは広域出ておりましたので、事情はよく分かっております。それで、要は

西部広域としても、多分こういう議会で論議があったってということもすぐ情報として西部広域に行くと思います。そうすると、多分に、私は、うなばら福祉事業団に西部広域としても見切りをつけてると。幾ら村長がここでいいこと言われても、そういう話が出ていた。賞味期限のあるうちに民間企業に渡したほうがいいだないかなんてというのが本議会で出てるんでね。それは一部の議員ですよ、議事録見られたら、そういう意見が出てます。多分に、そういうことで、私は見切りをつけておられるというふうに思っております。

私は今、先ほどから言いますけども、つまりは来年の3月に議会、このうなばら福祉事業団、補助金ですよ。否決受けたら、そこで止めざるを得んですが。議員もそれぞれにいろいろ考えて判断すると思うんですけど。だって、来年4月以降、またやってきたら、コロナですごく泊まる人少ない、電気、ほんのフロントだけしかついてない。これで来年4月以降、また1年やって、まだ大きくなりますよ。それで、誰が返済するのも分からない。もう債務負担行為、銀行借入れもできない。一般会計からだけだと、つまり税金からだけだと。そんな理屈の通らない予算編成では、議員も納得しかねると思っております。

あと、時間があと5分しかありませんので、指定管理納入金。まず1点目が、高田課長に申し上げたい。あなたが6月議会で交渉してみると言われたんで、私はこの辺も少し考えが甘いなど思ってるわけだけど、例えば7月なり8月の上旬なり、交渉しちゃうけども現状は前に進まんとか、やっぱり議員に報告すべきだないかと思うけど、どうでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 山路議員の御質問にお答えします。西部広域にお願いした状況を6月議会でお話をして、その後、進展がなかったもので、特に話はしなかったということですけども、今、そういう反省をしているところであります。現状もまだどういう形で減免なり、どういう補助ができるのかということでは、正式な回答をいただいておりますので、そういう状況だということです。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 多分に私、そうでないかなと思うんですけど、私、2年ほど前に米子市役所に行って、副管理者の方に時間つくってもらって、何と2,500万がきついわと。ずばりそうって時間を設けてもらって、別室で話したわけです。何とかちょっと2,500万下げてもらわんと、日吉津村もこれ以上税金投入っていうわけにいかんぜと。いわく、副管理者の方がどう言われたかということ、今は村長も責任感じとうと言われたんですけど、職員の営業努力の姿がない限り、他の市町村の首長へ説得できんと、自分としても。そのような話はならないと、

ずばり言われちゃった。しょのからい副管理者だなと思ってね、これは、このことは全議員に言ってます、私、当時ね。出ませんよ、2,500万。出ませんよというのは、安くなりません。だから、どうしてもこういう状況を踏まえると、私は来年の3月に理事長である村長のほうから撤退しないと、ますます傷口が大きくなって、一般会計からも今度は出せんようになりますよ。銀行借入れもできない、一般会計からもできない。そこまで突き通してやっていきますか。これ、最後の質問にします。村長、多分議事録が残ると思うんで、その辺りお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 山路議員からの御質問にお答えをします。村長でございます。先ほども答弁を申し上げましたとおり、現在受けております指定管理の期間は2年間ということで、令和2年、令和3年度の2年間ということでございます。現在、このコロナが蔓延してきたという状況で、非常に厳しいところではございますけれども、まずはこれを努力をして、しっかり経営を上向きにできるように頑張りたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 今回はコロナなんですけども、過去の経過、私、ずっとこの25年もやってるとこの経過全部分かりますので、例えば食中毒でいけなかったと、2回。次は2月、大雪でいけなかった。常に理由を入れるわけです。何するかっていったら、税金を入れていくわけです。幾ら村長は継続してやっていきたいと言っても、来年の3月、一般会計否決受けただけじゃないですか。それでもどっか借りてきてやるというんなら、私はそれでもいいと思う。ただ、最後、傷口はすごく大きくなりますよ。

ということで、私の一般質問、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（井藤 稔君） 以上で山路議員の一般質問を終わります。

○議長（井藤 稔君） ここでしばらく休憩をいたします。再開は11時15分とします。よろしく申し上げます。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

○議長（井藤 稔君） 再開します。

引き続き、一般質問を行います。

議席番号4番、三島尋子議員。

○議員（４番 三島 尋子君） ４番、三島です。私は、今回、西部圏域ごみ処理施設の在り方、新しい生活様式での子育て施設、コロナ対策支援事業の３問について質問いたします。

１問、西部圏域ごみ処理施設の在り方について。今年５月、西部広域行政管理組合は一般廃棄物処理施設整備基本構想案を広域行政管理組合議会に提出いたしました。それは西部２市６町１村の一般ごみの可燃ごみ処理施設の５つの施設と、不燃ごみ処理施設の２つの施設、そして最終処分場も含め、令和１４年度までに西部市町村の全てのごみ処理施設、可燃、不燃、最終処分の施設を１か所に集約して、一体的に整備するというものです。用地面積はおおむね８万７、０００平方メートル、１日の焼却は２５０トンとされています。そして、施設運営は民間委託を予定、計画全体の事業費は２０年間推計値で４６２億円、うち日吉津村負担は約１５億円とされています。この推計値は、先月、８月１１日、本議会が西部広域行政管理組合事務局長、以下３名から受けた説明資料によるものです。説明では、基本構想案は平成１３年度に計画決定している西部広域行政管理組合可燃ごみ処理広域化基本計画に沿って行うというものでした。この計画からは、現在１９年が経過しております。西部広域組合を構成する各自治体は、この一体的な整備計画の是非について、今年１０月までに出すよう迫られております。今日まで住民への説明はありません。

村長は、９月４日の全員協議会において、基本構想案に賛成すると表明をされました。ごみ処理は生活に密着した身近な問題です。近年の気候変動による災害、環境への影響、施設建設に当たった負担など、多くの問題があります。日吉津村は、ごみの分別に取り組み、資源化を進めております。ごみの減量化に向けた分別の統一は図られるのかということをご心配しております。大きな市の方向に押し切られてしまうのではないのかということのご心配もあります。

次、４点質問いたします。①として、ごみ焼却施設一本化を村長はどのように捉えておられるのでしょうか。②として、現在、米子市は軟プラ、布類、紙類は分別せずに焼却しております。分別の方向は出されておりますでしょうか。③建設費用、ランニングコストの市町村負担は均等割２０％、人口割８０％だと説明を受けました。了解をされたのでしょうか。④として、村民一般家庭、事業者への説明もない中、効率的なごみ処理の観点だけで住民の理解は得られるのかどうかを危惧しております。１０月までに一本化の是非を決めることは拙速ではないでしょうか。この点について伺います。

２問目、新しい生活様式の子育て施設について質問いたします。８月、複合型子育て拠点施設整備事業基本計画が公表されました。すばらしい子育て拠点施設が建設されるよう望み、期待しております。現在、新型コロナウイルス感染は、気候温暖化に加え、地域環境にも多く影響を

与え、私たちの日常の生活様式、暮らしはこれまで想像もしなかった変わりようです。この機に建設を予定している複合型子育て施設は、今後三、四十年間子供を見守っていくことになります。現在、小学校の少人数学級が要求される中にあります。これを見ますと、保育所の保育基準は、昭和23年から70年以上がたちますが、改正をされておられません。ここで新しい施設に向けて村独自の基準を定め、質のよい、余裕を持った保育を取り組めないかということを考えるものです。

そこで質問いたします。①として、3歳児は現在20人に対して保育士1人を要していますが、これを15人にはできないか。そして、4歳児以上は30人ですが、25人に対して保育士を1人以上とするという保育室を設ける考えはないでしょうか。②コロナの影響で三密対応、消毒など、子育て施設の業務は増加しておるところです。保育所、児童館に職員の加配は必要ではないでしょうか。③として、小規模保育所の状況を見て心配をしております。新しい生活様式を備えておりますか。

3問、コロナ対策支援事業の対応について質問いたします。広報ひえづ8月号に、日吉津村新型コロナウイルス対策支援事業一覧が掲載されました。多くの村民が御覧になられたのではないのでしょうか。そしてその中で、村を歩いていますと、声、意見が寄せられました。

それについて、次、質問をいたします。4点伺います。特別定額給付金は村全体の対象者は何人でしたでしょうか。全員が受領されたか、そして、受領していない人があれば、その理由はどうなものでしょうか。②として、商品券と村内飲食店半額補助券はいつ配付されるのかということがありました。村が指定する飲食店ということが説明がありましたが、載って、公表されておられません。これはどこでしょうか。③として、各事業において、現在までの相談件数と申請件数を伺います。これにつきましては、この議会始まるまでに全議員に集計表を配付してほしいということをお願いいたしまして、皆さんのお手元に届いていると思います。お手数をかけました。ありがとうございました。それ、御覧いただきたいと思います。④として、コロナ支援事業を8月広報とホームページに掲載しておりますが、防災無線でもPRしたらいかがでしょう。

この点について回答、よろしく願いをいたします。答弁によりまして再質問させていただきます。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、三島議員からの一般質問にお答えをいたします。

まず、大きな1点目、西部圏域のごみ処理施設の計画についての御質問でございます。

こちらにつきましては、まず最初に、大型のごみ焼却施設一本化をどう捉えておられるかとい

う御質問でございます。ダイオキシン類排出削減対策に係る国の広域化施策及び鳥取県のごみ処理広域化計画、これが平成10年前後に立てられたものですが、これに基づき、西部広域行政管理組合では、平成13年度に可燃ごみ処理広域化基本計画を策定をしています。この中で、長期計画として、令和14年度には集約化した施設の稼働を予定をして目指しているところでございます。これに向け、現在、稼働中の各施設が長寿命化を図りながら運営をしているところでございます。

そうした中、西部広域行政管理組合では、この長期計画に対応していくため、ごみ処理の在り方検討会を開催し、一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定を進めているところでございます。今後の人口減少に伴うごみ量の減少や、集約化することにより、環境への影響も少なくなることが見込まれる点等から、広域での運営が効率的であり、効果的ではないかというふうに考えているところでございます。

本村の可燃ごみ処理につきましては、平成7年度から旧淀江町のクリーンセンターで旧淀江町と合同で実施をしてまいったところ、平成17年に淀江町が米子市と合併されたことから、米子市クリーンセンターに委託処理となって現在に至っている状況でございます。今後、可燃ごみ処理施設を単独で建設、運営することは効率や経費面から現実的ではなく、鳥取県西部圏域のごみ焼却処理施設を集約することによって、建設コストや管理運営コストの削減が図れ、効率的に処理できること等から、総合的にメリットがあるものと考えています。したがって、西部広域の基本構想案に基づいて、可燃ごみの広域処理には参加をしていきたいという意向でございます。

次に、分別の今後の方向性についての質問でございます。失礼しました。現在、分別でございますけれども、本村におきましては、資源ごみ、びん、缶、ペットボトル、古紙類は西部広域の広域処理に参加をしております。それと並行しまして、村独自の資源化として布、プラスチック類、発泡スチロール等々につきまして、独自で資源化の取組を進めておりまして、これは西部圏域の市町村のうちでも資源化を積極的に推進をしているというふうに考えているところでございます。現在検討中の、先ほどの構想案の中では、現状の処理体制において、市町村間での分別の取扱いが違ってきます。主なものとして、軟質プラスチック、それから布類について検討がされているところでございますけれども、この中で、現状において軟プラ、それから布類のリサイクルについては、現時点での分別の統一はせず、今後の施設整備計画時に改めて検討をするということになっているところでございます。

次に、建設費用、ランニングコスト等の市町村の負担割合についての御質問でございます。構成市町村の負担割合につきましては、西部広域の分賦金条例におきまして、共同処理する事務ご

とに規定をされています。この中で、ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関する経費という項目、これは均等割20%、処理実績割80%とされていますが、これは平成13年度の広域化基本計画によって、中期計画として平成23年度に広域可燃ごみ処理施設を稼働する計画だったため、これは凍結となっているわけですが、それを想定して規定をされたものでございます。現在、基本構想の案におけるコスト、これは試算がしてあるわけですが、この試算におきましては、これまでの西部広域の不燃物の処理施設等で使用する均等割20%、人口または処理実績割80%という割合で試算をしたものでございます。という状況ですので、次期ごみ処理施設の負担割合については、具体的にはまだ決定していないものと認識をしています。

次に、この処理施設の一本化を10月末までに結論を出していくのは拙速ではないですかという問いでございます。こちらにつきまして、西部広域の規約第3条において、不燃ごみ処理施設と併せ、ごみ焼却施設の共同処理事務というのが規定をされています。既に不燃ごみにつきましては伯耆町のリサイクルプラザで共同処理をしているわけですが、可燃ごみにつきましては、平成16年度の村議会において西部広域の共同処理事務に参加する議決を得ており、その後、一旦広域処理の計画が凍結となっていたものですが、長期計画に基づいて、令和14年度稼働に向けて、ごみの広域処理が進められているものでございます。西部広域可燃ごみ処理広域化基本計画の長期計画に基づいて、ごみの広域処理を進めているものであることから、これが拙速であるとの認識はしておりません。冒頭申し上げました現状等も踏まえまして、本村としてはこの計画に参加をしてみたいというふうに考えております。

次に、新しい生活様式の子育て施設をということでございます。1点目の保育士の設置の基準あるいは保育室の基準についての御質問でございます。児童福祉法第45条の規定に基づきまして、児童福祉施設の最低基準というのが定められております。それを受けまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準というのが定められており、この中の32条に面積基準、第33条に保育士の配置の規定があり、現在の保育所の保育室及び保育士の配置状況は、国の基準を満たし、さらに議員が御提案いただきました以上の保育士数を配置をしているものでございます。具体的に申し上げますと、3歳児につきましてはおおむね20名に保育士1人以上という基準でございますが、現在2クラスございまして、16名に保育士3人、もう1クラスが11名に保育士2人という状況でございます。4歳以上につきましては、児童おおむね30人に対し保育士1人以上という基準でございますが、4歳児においては23人の児童に対し保育士が3人、1クラスでございます。5歳児につきましては29人の児童に対しまして保育士が3人、これも1クラスでございます、という状況でございます。

部屋の面積の基準につきまして申し上げますと、現在3歳児室が40.95平米あるわけですが、この面積上の受入れ可能人数は20.6人に基準上はなっておりませんが、本村におきましては16人、それから11人という現在、受入れ状況でございます。4歳児室につきましては58.50平米で、基準上は29.5人が受入れ可能人数になりますが、23人ということでございます。5歳児室におきましては66.24平米、受入れ可能人数は33.4人ということですが、29人という受入れの現状でございます。新たに整備する施設の保育定員規模も既存保育所と同等と見込んでおりますが、保育室の面積につきましては、現状よりもさらに広くなるというような計画を考えているところでございます。保育室につきましては、より充実されるものと考えているところでございます。

次に、コロナの影響で三密対応や消毒など、子育て施設への業務が増加しているため、加配が必要ではないかという御質問でございます。こちらにつきまして、現在、新型コロナウイルス感染症予防として日々の検温、手洗い、消毒の徹底、定期的な換気などの対策を実施しているところでございます。こちらにつきましては、県のほうから保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインというものが出されておまして、そういったものも参考に、そういったものをクリアする形で実施をしているところでございます。例えば距離感につきましては、給食はテーブルは6人がけのところを3人にしていたり、対面にならないように配慮をしたり、昼寝についても以前より間隔を開けて寝ていたりというようなことでございますし、消毒につきましては、園児が帰った後は、毎日全室を消毒をし、ドアノブ等は基本的に1時間に1回消毒をしている。また、給食の前後、トイレの後等は丁寧な手洗いをしているということでございます。あと、換気につきましても、保育室は全室、常時窓を開けて換気をしているということでございます。

保育所につきましては、国の基準以上の保育士を配置をし、複数担任制で職員が協力し合いながら対応をしているところでございます。したがって、新たな職員の加配は考えていないところでございます。必要に応じて施設をまたいだ支援体制等により、相互支援ということも行っていきたいと考えております。

次に、小規模保育所のコロナ対応について、新しい生活様式に沿っているかとの問いでございます。こちらにつきまして、先ほど申し上げました県のガイドラインが示されておまして、こちらを村のほうから周知を図って、それに従う形で検温や手洗い、消毒の徹底、換気等の対策を実施しているところでございます。7月には小規模保育所2園と日吉津保育所、それから福祉保健課で3園の所長合同会議を開催をし、各園の新型コロナウイルス感染症対策の報告を基に、

情報共有をしたり意見交換を行ったところでございます。また、各園の行事等につきましても、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、実施の可否を判断されたり、新たな生活様式に沿ったやり方を工夫しながら実施をいただいているところでございます。今後も必要に応じて、各園間で情報共有をしたり、あるいは行政から指導を行うなど、感染症予防に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、コロナ対策支援事業の対応について御質問がございました。こちらにつきましては、総務課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

以上で私からの答弁は終わりにいたします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） この場で失礼します。三島議員の一般質問にお答えをさせていただきます。3点目のコロナ対策支援事業の対応ということで、4点質問をいただいているところがあります。

まず、1点目の特別定額給付金は、村全体の対象者何人かと、全員受領されたのか、受領していない方があれば、その理由はということであります。まず、特別定額給付金の対象については、令和2年4月27日を基準に、住民登録のある全ての住民ということで、受給権者はその方の属する世帯主ということでスタートをしております。対象者の状況につきましては、対象世帯が1,222世帯、そのうち申請世帯が1,220ということで、99.8%となっております。対象者数につきましては3,526人、申請者数については3,524人ということで、99.9%となっております。申請の受付期間は5月7日から8月6日までの3か月間ということで、5月の14日から支給を開始しまして、8月14日で終了し、支給済みであります。未給付については2世帯ということで、理由については居所不明などということであります。

続きまして、2点目の商品券と村内飲食店半額補助券はいつ配布されるか、村が指定する飲食店はどこかという御質問であります。現在、他市町の状況を参考に、8月31日に要綱を作成したところあります。村内飲食店につきましては、村内に主たる飲食営業店舗を置くものとしております。指定した店舗に申請していただき、登録が完了した後に補助券を配付予定でありまして、現在8件の事業者に登録申請を進めていただいている状況であります。店名については、現在手続中ですので、この場では申し上げませんが、確定後にまた周知をさせていただくということをお願いしたいと思います。商品券につきましては、準備ができ次第、対象事業者を募集する予定としております。村内飲食店半額補助券につきましては、店舗が確定次第、9月中に全戸配布する予定としております。商品券の配付時期については、この半額補助券の配布後、

9月末を予定しております。

続きまして、3点目の各支援事業について、現在までの相談件数と申請件数という御質問であります。資料につきましては、皆さんのお手元に配付しております。御覧いただければと思います。未実施のものを含め、31事業を実施しているところであります。相談件数につきましては、経営継続支援給付20件、飲食事業者等緊急支援事業8件、税金の猶予、軽減24件を中心に御相談をいただいております。申請件数については、経営継続支援給付金12件、税金の猶予、軽減24件を中心に申請が進んでいる状況であります。引き続き周知を図りつつ、事業を推進してまいります。

最後に4点目ですけども、コロナ支援事業を8月広報とホームページに掲載していることを防災無線でPRしてはどうかという御質問であります。ホームページの掲載や広報8月号での周知を図っておりますけども、8月末には防災無線での周知並びにひえづ113チャンネルによるPRも実施しております。今後も引き続き、様々な方法で周知を図ってまいりたいという具合に思います。

以上で三島議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 再質問させていただきます。

初めに、1問目ですけども、ごみ処理についてであります。13年度の計画を見ますと、目標に4点上げられています。4点申し上げますと、米子市以外のごみ処理施設を整備して、将来的には2施設体制で対処することを目標とするということが1点。そして2点目に、23年度の稼働開始目標を29年度施設整備目標とするということがあります。それと3点目に、広域のごみ処理施設は循環型社会基盤施設として整備するということが上げられておまして、最後に、4点目に、本計画の可燃ごみ処理施設の設置場所は、今後、適地調査を進める中で、広域化の施設は特定の市町村に偏らないよう公正かつ適正な場所を選定するというふうに定めてあります。これを見まして、今回基本計画案と対照してみますと、集約ってというのは1か所にしていくってことがありますが、この13年度の整備目標の4点目の、偏らないってことがありますが、これについてはどういうふうに検討されて、こういうふうになったのか。1か所に集めていくってことが今回の計画案に定められています。その点についてはどういうことかということになったのでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。平成13年度の計画で偏らないよ

うにということと、このたびの構想の中では集約するということの食い違いということですが、この間の検討の中、それから可燃ごみの焼却施設の集約、それと今の不燃ごみのリサイクル施設、そういったところの老朽化も併せて、令和14年度に改めて稼働するということの中では、集約したほうがいいのかなという方向に変わったということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 今回、村長はこれの構想に参加をしていくということを表明されたわけですが、その公表されるに当たって、一般の中でも家庭ごみと、それから事業系のごみがあるわけですが、そういうところに対しての説明っていうのは要らないものでしょうか。それをされてっていうことにはなりませんでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。構想案ができて、それで議会等に説明をさせていただきながら進めてきておりますが、その中で、平成13年度に基本計画ができて、それからその後、平成の16年度の6月議会で、この議会で可燃ごみ処理施設に参加していくんだという方向が出て、13年度の計画に基づいてずっと進めてきている中でございます。その中では、村でも今現在、可燃ごみの処理施設を持っておりませんし、広域化に参加していかないとなかなか処理ができないという点では、平成13年度からの流れに乗って処理していかないといけないという判断をしておりますので、そこに乗ってきているということでございます。あとの、それをするしないという判断を住民さんに仰ぐということはちょっとありませんけども、今後の分別とか、そういったこと等での住民さん等のお話をさせていただく機会は設けていかないといけないのかなとは思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 私は、日吉津村で焼却場を持つっていうことはできないことだと、それは理解しております。ですので、もう米子市で焼却をしておりますので、それはそれでいいですが、何といたしましても、日吉津村と米子市と比べると大きさが全然違います。人口、所帯、事業所、そういうものについて、全然違うなっていうことを思っています。ですので、そのごみの分別にしましても、日吉津村は県下でも一番の分別をして、資源ごみのでもトップをいきておるっていう、そういう指標っていいですか、も出されておりますけれども、そういうのが、いろいろ聞き合わせてみますと、大きい市に組み込まれていくということを耳にしました。ですので、やはり統一、すぐにはならないと思っておりますけれども、ごみの統一化を図らないと日吉津村のやっておることはできなくなってしまうんじゃないかっていうことを感じるわけです。米子市からでも転

入はたくさんあると思いますし、何でせないけんかとか、この頃自治会長さんも大変苦慮されておる面もたくさんあります。その点で、在り方検討会というので検討されたということですけども、これは非公開ですね、公開を会議がされておられませんので、どういうふうになにか検討、話し合いがなされたかっていうことは分かりません。決められたことがここに出てきておりますけれども、いろいろこの広域でやっていくっていうことになると、ある程度の統一化を図らないと負担金とかそういうことにも影響してくるんじゃないかっていうふうに思ってます。そういうことの検討っていうか、どういうふうになってるのかなっていうことが一番ちょっと気がかりなんですけれども、どういうお考えでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。分別の統一ということでございますけども、御質問の2点目で分別の方向は出されていますかというところからで、村長も申し上げましたが、今現在は可燃ごみの広域化に参加するかしないかを問われている時期でございます。改めて市町村が参加するということを確認して、その後の施設整備計画を今後立てます。そのときに改めて検討するということになっておりますので、今現在では、構想案の中では軟プラと布類をどうするかという検討の項目は上がってきておりましたけども、その項目と、あと独自処理の項目がございますので、その分も含めて、今後の会議等の中で検討して進めていくということになります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 8月11日に本議会は説明を受けましたけれども、そのときに、今後選定される委員さんの会議は公表されますかっていうことを尋ねたんですけども、回答がありませんでした。皆さんに知らせない中で検討をしていき、決まったからこういうふうになりますっていうことでは、私はそれはよろしくないなっていうふうに考えてます。日吉津村の今回出された構想案によって、各町村のごみの処理の表が出されてますけれども、日吉津村の事業系のごみってというのが物すごい上がってますね。米子市なんかとも全然違う数字が出ていまして、何でこんななるんかっていうことを見ってみました。それを見ますと、人口で割ってあるんじゃないかなっていうふうに思ったんですね。日吉津村の事業所ってというのは、一応どれぐらいの数でされておるのか、米子市が8,000か9,000ぐらいかなっていうのを思いますし、日吉津村はその10分の1ぐらい、数字から割り出してきてみたんですけども、その出し方とか、そういうこともありますし、いろんなこと考えてみますと、小さいっていう村、幾ら丁寧にごみの分別とか、ごみを少なくしていくっていうことに取り組んでいても、大きいところに飲み込まれ

るっていうことを感じます。その点をよく検討をしていかないと、これは負担金にも響いてくることだと思います。その点について、どう今後も対処していかれるかということをお聞きしたいです。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。事業系のごみと家庭系のごみということで、事業所数ということはちょっと拾ってる数字はないんですけども、確かに家庭系のごみ、生活系のごみと事業系のごみを比べますと、事業系のごみのほうが多い、3倍ぐらいあるということで、村内の事業所がございます、特に、大型のショッピングセンター等ございますので、そこからの事業所のごみは事業所が委託してる収集運搬業者によって、米子クリーンセンター等に、各施設に搬入されます。そのごみと家からのごみ、家庭系のごみは行政のほうで収集させていただいてるごみということでございんですけども、事業系と家庭系のごみを合わせたものが日吉津村から出たごみという扱いになりますので、その分を含めて、事業系と家庭ごみを合計したものを含めて、各自治体で比較して搬入量割ということになりますので、搬入量割を使えばそのごみでありますし、人口割ということでの方向になれば、事業所関係なく住民登録の人口によって比較されるということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 昨年の12月に鳥取県、国からの要望だったとは思いますが、西部地域循環型社会形成推進地域計画っていうのが出されてます、広域組合から。それによりますと、日吉津村の事業系のごみっていうのは米子市よりも低いですね。それが、今回の基本計画案を見ると、物すごい倍数になってます。そのところが気になる場所なんですけども、それはどういうふうにして出されたのかなっていうことがあります。日吉津村は分別をしておるっていうけども、事業系のごみが多いじゃないかと、それも含めて自治体で負担していくんだから、それで一緒だっていうことにはならない、そういう考え方になるのかっていうことを思います。その点がちょっと気になる場所なんですけども、いかがでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。事業所等のごみが増えるという推計ということでございますけども、推計の中では今までの実績を基にして単純推計ということ聞いておりますので、その中で伸びてくるような予測になっているのかなということは一つ予想できますけども、いずれにしても、そのごみを含めたものが日吉津村のものになるということからは、ごみの実績割とかにするか、それか人口割にするかによって方向が変わってくるというこ

とでございます。それについては、今後の検討材料になってきますので、その辺で今後詰めていく案件になるのかなと思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 実は、先日ですけども、昨日ですけども、私たち等々の西部地区委員会議員団から西部広域に要望をいたしました。そのときに、いろいろ質問もして回答もいただきましたけれども、このことにつきましては、何か気がついておられないなっていうことを思ったんですけども、小さいところなので、人数が少ないから、人数で割っていけば高くなります。それを、そうだけえ仕方がないわっていうことでは私は済まされないなっていうふうに思ってますので、今後っていうか、もう今後しかありませんけれども、選定委員さんに任せられるのかなっていうことを思ってますが、よく検討していただきたいというふうに思います。

それと、村長にお尋ねいたしますけども、今回、説明もせず、それこそ家庭とか事業者にとか説明もないっていうことです。13年度のときを調べてみますと、物すごい説明に回っておられますね。各自治会に回っていったるっていうのが残ってます。やっぱり住民に対してのPR、説明っていうのが重要ではないかなというふうに思ってます。負担は誰がするのか、税金でしますから、その負担金をやはり減していく、広域ですれば効率的っていうのはありますけれども、その点、皆さんに理解もしていただかないといけないっていうこともあります。

昨日のその要望の中で、職員さんの答弁ですけども、自分たちは決めてどうしていただきっていうことはありませんと。各自治体で決められたことを私たちはやらせてもらってますっていう答弁でした。そういう答弁でいいのかなっていうことを感じたんですね。みんながええっていう感じを持ってましたけれども、そういう広域組合の在り方、その中にすぐこういう案に対して賛成していいかっていうことを思うんですけども、村長、どうお考えになりますか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。まず、先ほど事業所からのごみも合わせたところ、非常に多いということがありましたけど、これ、グラフを見ると日吉津村突出して多いんですけど、これ1人当たりということですので、全体量、事業所と家庭含んだところを人数で割るので、どうしてもやはり日吉津村は1人当たりになると多くなってくるというようなグラフになっているということだと思っています。

ちょっと広域の職員の方がどう答弁されたのか存じ上げませんし、ここでコメントすることではないかとは思いますが、まず、基本構想につきましては、先ほど来答弁をしておりますが、平成13年度に長期的なことやっていこうというのが決定を既にされている、それ

をいかにこのたび具体化していくというところで、冒頭議員からもありました、年数もたっていますので、そういったところで現状も踏まえたところで、どうしていきましょうかという構想をつくっていくことだと思っています。先ほど何か所にしますかみたいな話もあったんですけども、これまだ構想の途中段階でして、これまだ決定した構想ではありませんので、このたび各構成の市町村がこの計画構想に参加をするか、どうするかということを意見を出してきて、その上で全体としてどういった考え方にしていくというのが、今後決定をしていく、先ほど来あります分別の件についても、このたびは現在ではまだ決定したのではなく、今後の施設整備に併せて検討をしていくというような段階でございます。そういった現状を踏まえまして、本村としては、今米子市に委託処理をしてもらっているような現状も踏まえ、これは当初の13年に立てられた長期計画に乗る形で参加をしていくべきではないかということで、その方向性を今出しているところでございます。

また、住民の方等への説明につきましては、先ほどリサイクル等の話もありましたけれども、やはりこの構想もまだ途中の段階でございますし、また、今後そういった分別等、実際に住民の皆さんに御理解をしていただき、その御意見をいただくような必要が出ましたら、そういった場合にはやはり御意見を聞いて進めていく必要もあるかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 村長としてはこれに参加していくってことですけれども、これを見てみまして、集約をして1か所にしていくってということについて、日吉津村はそういう選定の場所にはならないだろうと思いますから、それは安心かもしれませんが、いろいろ他町にしてみればそういう心配もあると思います。ですので、急々に参加してきてするってということではなくて、やはり全体を考えた中でどうするかっていうことを考えた上で参加して行ってほしいってことを思っています。コースが現在のも含めて7コースですかね、ありますね。その中でどうするかっていうこともありますし、それについても住民の意見もあるだろうし、効率化だけではできないってことを思っていますので、その点考えて村長には参加してほしいなっていうことを申し上げておきたいと思います。

そうしますと、最後の、時間がなくなりましたので、コロナのことについて再質問させていただきます。たくさんの方の事業を実施をしていただいています。特別定額給付金につきましても約100%ってありますが、あと少しが受給ができなかったってこと、こういう人たちに対して、私が途中で担当者の方に聞きに行きましたら、あと11件ですってということがありましたけれど

も、そのときに、どういうふうに対応しますかっていうことを言ったら、いろいろ直接にそういう人たちにこうしてくれってことは言われてないので、そういうことはせんでいいってような感じの答えでした。私は、全体、公務員の仕事としてそういう答えでいいのかなっていうことを感じとりました。それが全事業について言われるようになったら大変だっていうことを感じております。でも、その後対応されたのか、あと少しっていう、それがどうしてなんだろうなっていうことを今感じてます。

それと、あと1点ですが、先日、村内歩いてますと、三島さん、もう持続化給付金は出んだかなくなっていうことがありました。でも、これまではいいと思っただけでも、今もうやばいだなって意見が言われました。こういうこと、こういうこと、まずは役場に行ったりして、税の減免もあるし、そういうこともあったりするから相談をしてとか、自分たちの会の中で言われたから、じゃあそこに行って相談してくださいとか、そういうことは申しましたけれども、これ出ただけのことでは、私はいけないのじゃないかなと思いました。日吉津村の、日吉津村は中小企業ですけど、小が多いかもしれませんが、その人たちの現在の経営状況をどういうふうに把握しておられるかっていうことが知りたいです。どんな状況にあるかを願います。教えてください。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。まず最初に、最初におっしゃいました、職員が対応したということですけど、ちょっと私は聞いておらないところではありますが、やり取りの中でどういった対応をしたのか、ちょっと承知はしてないですが、やはりしっかり実際はやってますし、それなりの対応をすべきだったのではないかなと思っています。実際のところ、やはり個別で連絡、電話をさせていただいたり、手紙を出させていただいたり、あるいは防災無線のほうでも何度も放送をさせていただいたりということで、一生懸命これは一人でも多くの方に受け取っていただけるような取組はしてまいったところでございますので、少しその対応があったとすれば、そこは申し訳なかったなというふうに感じております。

それから、村内の事業者への経営状況等の把握についてでございますけれども、これは現在商工会のほうを通じまして、中小企業診断士の支援というような事業をやっております。商工会に村から補助金を出して、その中で見ていただくということなんですけれども、専門の中小企業診断士の方に、それぞれの企業のほうで経営状況を見ていただいて、今後の経営のやり方、進め方の相談をいただけるような支援をしてまいっているところでございますので、そういったところを通じまして、御相談をいただければ、そういったのも使っていただきながら、考えていただけ

るのではないかなというふうに考えています。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 商工会は当然に調査をされると思いますけども、それを役場の担当っていいですかね、そういうところでどういうふうに把握しておられるか、日吉津村の状況がどういうふうになってきてるかっていうことを把握をされないといけんのじゃないかなと思います。私はそういうふうに思ってます。今、日吉津村の、家庭も一緒ですけども、どういう状況でどういうふうに動いておるっていうことを、厳しくなってきたとか、そういう状況を把握していく、商工会に任せているっていう感覚では、私はいけないんじゃないかなと思います。

それと、国からの給付金が出るわけですけども、それは全額が予算化されてないではないですかね。まだ、その以後の対応について、どうお考えになってますでしょうか。それを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。まず、商工会との連携でございますけれども、つい先般も商工会と一緒に会を開きまして、その状況については情報交換をさせていただいたところでございます。引き続きこういったこともしながら、状況把握に努めてまいりたいと思っております。もう1点は何でしたっけ。

もう1点、じゃあ、総務課長から答弁いたします。

○議長（井藤 稔君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員の御質問にお答えします。臨時交付金の関係だと思えます。若干まだ残っております、ただ、3次の部分もあるということを知っておりますので、またそれと併せて、それから、今やってる事業のやった後の結果の残りっていいですか、そういうことも含めて、全体を含めて、もう一度考えて、できることをやっていきたいという具合に思っております。以上です。

○議員（4番 三島 尋子君） ちょうど時間になりました。終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で三島尋子議員の質問を終わります。

○議長（井藤 稔君） ここでしばらくの間、休憩をいたします。午後の再開は、午後1時とします。以上です。

午後0時15分休憩

午後1時00分再開

○議長（井藤 稔君） 再開します。

引き続き一般質問を行います。

議席番号7番、前田昇議員の質問を許します。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 議長のお許しをいただきましたので、7番、前田、一般質問をさせていただきます。今回の質問につきましては、大きく3点であります。既に昨年来何度か私自身は一般質問で伺っている内容であります。経過も含めて御報告いただくということで質問をします。よろしくお願いします。

まず、大きな1点目は、本村にとっての懸案であり、今年が一番大きな仕事であります新しい子育て拠点施設の設計に関してであります。保育所をはじめとする複合施設について、既に基本計画がまとめられて、7月に村民に説明会が持たれ、この9月の頭にはホームページのほうに、いわゆる理念的な基本計画が公表をされております。予定でありますと、その基本計画を基に、より具体的な設計案が今後示されると。基本設計、続いて実施設計ということで、多分構造の分かるような図面も添付されたような設計図がこれから提示されるということだろうと思います。

そういった観点の中で、まず、1点目、子育て拠点施設の基本設計ということですが、私が先ほど述べました基本計画、それから今後示されるであろう基本設計、さらには実施設計について、村のほうの予定なり現状がどのように進められているかっていうことをお聞きしたいと思います。それについて2点ほど細かく伺っておりますのは、7月のいわゆる計画案の提示しました住民説明会が7月の12日に開催をされて、多数の方に御参加いただいて大変貴重な意見が多数出ておりましたが、その際の説明内容あるいは質問に対してどのように回答されているのか、あるいはそういったことがどうも村民の目に見えるような報告がされてないというふうに思いますが、その辺の扱いをどのようにされるのかということが1点であり、その続いて、パブリックコメント、村民から募られていて、6人の方が提出をされております。これについては、9月1日のホームページに公表がされておりますし、本議会にも資料が配付されておりますので、その点については公表されたということになりますが、その辺の経過について伺うと。それから、今後の取組としまして、先ほど言いました図面等が付された基本計画が、ほぼ予定では完成されるような時期になっているわけですが、これについては村民にどのように公表されて、計画のときに行いましたパブリックコメントをどのようにされるのか、パブリックコメントは当然すべきだというふうに私は思っておりますが、その点についての考え方を伺うと。これが大きな子育て

て拠点施設についての質問項目であります。

続きまして、大きな2点目は、村民参画による総合計画の策定ということであります。これも以前にも伺っておりますが、ここにあります総合計画が、来年から10年間の計画がつくられることになっております。第7次の日吉津村総合計画ということで、これは今後の10年間にわたって村民にとっても大きく影響のある村の施策を方向づけるものであります。世の中はどんどん変化しておりますので、今後10年間の村の施策を方向づける総合計画の策定については、具体的にどのように進められるのかということをお伺いしたいと思います。

特に、その中で小さな1点としましては、この10年間の基本構想をつくるに当たっては、村民の皆さんに村を取り巻く新しい課題とか、改めて重要視すべき課題について、まずは村行政のほうから村民の皆さんに分かりやすく情報提供することが必要だと思います。いわゆるアンケート調査を実施されておりますが、私から言えば、アンケート調査も重要であります。それと並行して、行政で知り得る今後の課題というものを村民の方に示して、そういうものを含めて、村民の方に考えていただくというのが本来あるべき形じゃないかなというふうに思っておりますので、その点についての質問です。

それから、同じような話になりますが、村民の皆様が一人でも多くこの計画策定に関わることが、結果として出来上がった計画が村民に浸透し実行あるものになると、そういった点についてどのように工夫されるか。とりわけ10代の若者も含めて、そういった皆さんにいかにもその策定作業に参加いただくかっていうことを工夫をされたいと思いますが、その点についてどのように考えられているか、これが大きな2点目です。

さらに3点目、大きな3点目は、ヴィレステの村民活用の把握をということであります。このヴィレステにつきましても、私も常々何度か伺っておるわけですが、この間、ヴィレステを村民の方がどのように利用しているかということでも聞きますが、毎回、特にそういう統計は取っていないということで、そういった答弁をいただいているわけですが、村民の生涯学習とか村づくりを支援する施設として、その概数も把握されてないということでは大変不十分なんではないかというふうに考えております。今後は、ぜひヴィレステの利用者のうち、村民の方がどのような学習テーマで、あるいはどのようなグループで活用いただいている、それが村づくりにどのようにつながっていくかという観点で、ぜひ、少なくとも、そういう統計はきちんと取って、いわゆる日吉津村のコミュニティ活動あるいは公民館活動の拠点でありますので、いかにそれを推進していくかという方向で取り組んでいただきたいということで、まずは村民活用の状況把握をされたいということで、大きな3点目質問をしております。

以上、3点について御答弁いただいて、議論を深めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、前田議員からの一般質問にお答えをいたします。

まず、大きな1点目として、子育て拠点施設の基本設計等々進め方について御質問でございました。まず、現在進めております大型子育て拠点施設の基本計画につきまして、7月の12日に住民説明会を開催をさせていただきました。あわせて、7月の1日から7月の30日までパブリックコメントで意見を受け付け、6件の御意見をいただいたというところでございます。その御意見等に対しまして、基本計画案の中で読み取れるもの、また新たに追記するもの等の精査をいたしまして、8月中に加筆修正を行い、基本計画を完成させたところでございます。9月の広報紙には、パブリックコメントの概要を掲載し、ホームページでパブリックコメントの詳細を公表をしております。住民説明会で出させていただきました御意見につきましても、ホームページで掲載をするとともに、取り込めるところは基本計画の中に取り入れながら計画を決定をしたということでございます。

次に、基本設計についての質問でございます。基本設計についてもパブリックコメントが行われるべきだと思うということでございますけれども、現在、基本計画の案のパブリックコメントを受けまして、その意見を反映しました基本計画を策定いたしました。その基本計画に基づいて、その集約として基本設計を行っているところでございます。したがって、改めて基本設計の案に対してのパブリックコメントは実施をしないという方向で考えているところでございます。

なお、今後の予定といたしましては、9月の下旬頃までにはこの基本設計の案を作成をし、平面図、それから完成パース、予想図ですけれども、こういった図面を幾つか作りまして、これをもって、議会ははじめ、10月の11日には住民の皆様を対象とした報告会を開催したいということで計画をしているところでございます。その後、10月中には基本設計を完成をさせ、実施設計に向かってまいる予定として計画しております。

次に、総合計画の策定についての質問でございます。総合計画の策定に当たりましては、村民の皆様への情報提供を行っていくこと、また、なるべく多くの皆様方に計画策定に携わっていただくことは、これは非常に意義があることであるというふうに認識をしております。今年の1月末に実施をいたしました村民アンケート、たくさんの皆様方に協力いただきましたが、この結果につきましては、広報の紙面で報告書を全戸配布する旨を周知させていただき、その上で村報の6月号の配布時に併せて報告書を全戸配布をいたしております。また、ホームページのほうでも

これを公表しているというところでございます。

現在は、村の職員でこのアンケート結果を共有し、これまでの取組の成果や課題を振り返るとともに、今後の日吉津村の将来像などについて検討を進めているところでございます。6月30日に行いました職員対象の振り返り研修では、職員も総合計画だけではなくて、総合戦略についても同時にこれを振り返りを行うことによって、課題も含め、共通の認識を持つことができたのではないかというふうに考えております。また、7月の29日にも職員検討会ということで、総合計画策定に向けての村の目指す基本理念及び将来像、併せて自治基本条例の振り返りに関する研修を実施いたしました。自治基本条例への職員の認識を深めつつ、職員で日吉津村のこれから将来像等について意見を出し合ったというところでございます。

今後につきましては、住民の皆様から意見をお聞きする一つの方法として、村づくり委員会の開催を検討しております。村の様々な活動の拠点となっている自治会からの推薦を、自治連合会にて協力をお願いをし、推薦をいただいているところでございます。現在、職員のほうで検討しております内容を取りまとめていながら、村づくり委員会のほうで皆様方から御意見をいただくような場を設置したいというふうに考えているところでございます。

この委員会に参加していただく村民の皆様はもとより、村民の皆様へ分かりやすく情報提供ということに関しましては、村づくり委員会での資料であるとか、あるいは開催の結果等をホームページや広報紙に掲載をしたり、あるいはパブリックコメント等によりできるだけ分かりやすい内容の情報提供をし、より多くの意見を収集したいと考えているところでございます。そういった面におきまして、村民アンケートは非常に貴重な意見を収集する、いただく方法だったのかなというふうに考えているところでございます。中高生からも現状に対する意見や将来に向かっての意見が寄せられたことも大きな成果だと思っております。こういった内容につきましても、総合計画のほうに反映を検討してまいりたいということを考えております。

また、特に10代の若者の参加、参画ということでございましたけれども、今申し上げましたアンケートのほか、地方創生の推進会議のほうでございます、こちらのほうには10代の委員も参加をいただいているところでございます。こういった10代の委員の若者の意見等も反映をしてつくってまいりたいというふうに考えております。

次に、大きな3点目として、ヴィレストの村民活用、村民の皆さんがヴィレストをどのように活用しておられるか把握すべきだという御質問でございます。こちらにつきまして、ヴィレストひえづの利用者数につきましては、コミュニティセンターは会議室ごと、それから健康相談健診センターは健診と相談利用ごと、図書館は貸出冊数や登録者数ごとに集計を行っているもので

ございます。令和2年の3月議会で議員のほうから利用状況の報告を求めるとの御質問を受け、これに対する資料を提供させていただいたというふうに認識をしております。

その際に、主催者別、利用団体は誰だったかというような集計はないかというような御質問だったかと思えますけれども、こちらにつきましては、主催者別の利用状況については集計を行っていないというお答えでございます。議員が求められております施設の利用者の、使われた方がどういった方だったかという詳細な内訳についての集計というのは行っておりませんが、教育委員会、ヴィレステひえづが主催して行う事業はもとより、各グループごとの活動については把握をしているところでございます。そして、このグループ活動や参加者の維持、拡大に取組を行っているところでございます。

現状といたしまして、そうした取組を行うことによりまして、本年度かがやき学級の参加者でございますけれども、平成30年度は38名だったところ、31年には40名、今年度は43名というふうに増加をしているところでございます。また、昨年度、令和元年度は16であった活動のグループにつきましても、令和2年度には18グループに増えたところでございます。例えばで申し上げますけれども、囲碁・将棋のグループであれば村内の方が10名、村外はなしで合計10名というような、どういった方たちが活動しておられるかということについては把握をして、それが活性化を図られるように取組は行っているところでございます。

今後も引き続き活動される皆さんを増やしていくような取組を継続しながら、生涯学習における学習内容や社会教育活動の成果を地域に向けて発表する機会を充実させるなど行うことによりまして、各活動を地域に広げていく、そうすることで学びの成果を社会に還元し、次の新たな学びにつながる連続性を生み出すことを目指して、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 追質問をさせていただきます。まず1点目の子育て施設の取組のことですが、先ほど村長の答弁には7月12日の説明会の内容についてもホームページに掲載したということでありましたが、私はちょっと見落としたのかなと思うんですけども、載っていたわけですね、それは。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。7月12日に住民説明会を開催しまして、ホームページのほうに7月22日に説明会の報告ということでアップをさせてい

ただいております。中身のほうにつきましては、一応いただいた意見を概要で載せて、ずらっといただいているというような報告の仕方でありまして、また、それにつきましては今度の、先ほど答弁でありました10月の11日に予定しております報告会のほうで、それに対してどういうふうな対応をしたかというようなことも説明をさせていただくようにしております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） その点、私のほうの見落としで失礼しましたが、ただ、あえて言うと、質問の中に7月の説明会あるいはその後のパブリックコメントの結果についてと言っているので、その点も今日事前に配っていただくとありがたかったかなと。パブリックコメントについては書かれて、配っていただいております。そういった点ですね。

それと、パブリックコメントをこの後はしないという話なんですけど、その辺が私はちょっと理解がつかないんですけども、前回の説明会の計画のパブリックコメントについても7月の12日に開催ですが、遡って、7月1日から7月いっぱい、パブリックコメント1か月やることになってますので、原則として、7月末までパブリックコメントを求めたということでもありますので、私はこのより具体的な設計についても、ぜひパブリックコメントをすべきだというふうに思っています。

ただし、そもそもパブリックコメントというのは、名前を書いてきちんと整理したものを書面で基本的に出す制度になってますので、非常に出す側からいうと結構難しい作業だと思います。ですから、本当に村民の方の声をっていったときには、いろんな説明会や何かで、アンケートなんかで聞くべきだと思いますが、それでも、ある程度決定前に最終的な判断としてパブリックコメントを受けると。もちろん、パブリックコメントを受けても、全てが通るというわけではなくて、それに対する答えを公開の下にやるというのが趣旨でありますので、そういった点で、この基本計画のパブリックコメントについては6人の方が提出されているということで、内容を見ますと、非常に綿密に丁寧に書かれているものであって、6人の方がこれだけの意見を整理して出されるっていうのは、私はこれは子育て施設に対する関心の高さだというふうに感心をして読ませていただきました。もちろん、それに対する回答も丁寧には書かれておりますが、私が言いたいのは、やはりこういった熱意のある皆さんに応える意味で、やはりパブリックコメントを、設計図が具体的についた段階で、2回目のパブリックコメントをすべきだというふうに思いますが、その点、村長としてはどういうふうに考えられますでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。基本設計に対するパブリッ

クコメントということなんですけれども、一応このたび基本計画の案に対するパブリックコメントをさせていただきました。議員のおっしゃいますように、本当に6名の方から熱心な、そして高い関心を寄せていただき、御意見を頂戴したところであります。それをその基本計画の中に盛り込んで、なるべく可能な限り盛り込んでつくり上げました。その計画を形にしたのがこのたびの基本設計ということで考えておりますので、それはもうそこで皆さんの意見を吸い上げたということで、当初から一応この基本設計に対するパブリックコメントというのはちょっと予定もしておりませんでしたし、今のところはパブリックコメントをさせていただく予定は考えてないというところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 今のところは考えてないという、その辺の含みを期待をするわけですが、基本設計を見てない段階で、私にとっても、このパブリックコメント出された人にとっても、見てない段階でもう盛り込みましたって言われても、それはやはりちょっと理解に苦しむのではないかというふうに思います。今後、説明会をされる中では、私は、時間的な問題はあるでしょうが、やはり納得をいただくためにはパブリックコメントというものを抜かすべきではないというふうに思いますので、その辺については、そういう、まだまだ示されてないわけですから、村民の方の反応も分からないわけなんで、その辺はそういう含んで考えていただきたいと思っています。

その上で、このパブリックコメントの6人の書かれた内容は非常に綿密なわけですね。それをどう計画に、設計に盛り込むかという点では、非常にある面では、事務局なり村としては苦労もあつたらうというふうに思います。その中で、もともと示されていた計画案、7月の説明会で出された計画案と、このパブリックコメントも済んだ後、今回完成したとされている計画についての違いではありますが、パブリックコメントの意見が1つ採用されて、保育所に個性の尊重という言葉が入ってますね。今、ちょっと前後しますが、この基本計画の中の最も重要な、その各施設のコンセプト、こういう図柄があって、この中に4施設、さらに交流というものが真ん中に入ってるわけですけども、その中の保育所の中に個性の尊重というものが入ってます。この辺の保育所の施設において、個性の尊重っていうものをどのように、ソフト面もありますが、まずはハード面としてどのように配慮されるのかっていうのを伺いたいと思います。

それから、もう1点見ますと、児童館において、これは逆に、児童館は村の自然や歴史に親しむというふうな言わばコンセプトがあつたわけですが、この部分は今回の完成版では削除されているんですね。児童館のテーマとして、私自身は多少ユニークなテーマだなと実は思ったんで

すけども、でも、今回削除されて、児童館に結局テーマで残ったのは、活動を通じた児童の健全育成という、この1つになったわけですね。ちょっとここでは何か児童館の理念としては寂しいのではないかな、もうちょっと広がりがあるのではないかと思うんですけども、要するに保育所のプラスした面がハード面にどのように工夫されているのか、それから児童館からここを外した経過、あるいはさらに児童館にもう少しコンセプトを加える必要があるのではないかと、その点について御答弁いただいたらと思います。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。保育所の中に個性の尊重という文言を加えさせていただきました。一番この計画の柱になる部分でありまして、そこに1つコンセプトを盛り込ませてもらったということで、これはパブリックコメントでいただいた御意見です。それを反映した形でございます。それで、それをハードの中にどう取り入れるかということなんですけども、これについては、直接ハードでここを変えるということはまだ考えておりませんけれども、あくまで教育のソフト的な部分でそういったところをこれから考えていくという意味合いで入れさせていただいたものでございます。

児童館については、文言がありましたけれども、やはりそれはちょっと省略させていただいて、活動を通じた児童の健全育成ということをメインに持ってこさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 揚げ足を取るわけじゃないですけども、パブリックコメントの意見を反映させて基本設計をつくりますっていう話ではありますが、この辺りがやはり個性の尊重のために、新しい保育施設では、例えば分かりませんが、私の思いつきで言えば、造形的なコーナーをつくりますとか、あるいは例えば絵本を通じて、このように子供たちの個性を生かしますとか、随分ソフトとハードとつながる話だと思うんですけども、ですから、そういった点は、今ここで答弁というのはないんですが、聞いたけどもこれは今後っていうんでは、やっぱりちょっと不十分なんではないか。やはりもっと日吉津の保育所なりの個性の尊重というものについては、ハード面、ソフト面もこういったふうに考えて、設備にこう反映させるっちゃうことが必要なんではないかと思うんで、その点を今後の課題にさせていただいたらと思いますが、その後の児童館のほうの、ちょっと私、聞きそびれたかもしれませんが、結局これは児童館は、この活動を通じた児童の健全育成というテーマだけが残るわけですね。率直に言って、物すごく一般的な学童保育あるいは家庭との連携とか、あるいは放課後児童クラブのありようとか、そういったものが、これもソフ

トになるのかもしれませんが、あまりにこれ1つでは不十分なんではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。まず、前段の保育所の個性の尊重ということでございます。これにつきましてハード面ということでありましたけれども、私、この御意見を頂戴した方と直接お話をさせていただきました。その中で言われるのは、やはりソフト面の意識の改革だということをおっしゃいまして、ハード面でこれをしてください、これをしてくださいっていうことでは実際ありませんでしたので、それをこちらのほうがしんしゃくして、そこに結びつけるということは必要かと思いますが、そういった意味で今のところ、それに直接結びつく施設整備ということが、ちょっと申し上げられないということでございます。

それから、児童館のほうにつきましては、御指摘のとおりではありますけれども、確かに書き上げれば幾らか書ける内容ではあると思いますが、議論した中で児童館はこういうコンセプト、そして交流スペースとの共存というような形でやっていこうというふうにまとめましたので、この形にさせていただきました。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 要するに、放課後児童クラブとか学童保育というようなことについても、これは何か数年前に新しい指針が、保育指針もですが、新しい指針が出てるとしています。それについては非常に広くテーマがあって、私は自然というふうに、自然や歴史に親しむといったときに、あるいは、施設内ではなくて施設外に例えばビオトープのようなものとか、プレーパークみたいなものとか、そういったものでも考えられるのかなと、それはすばらしいなというふうに実は思っていたわけなんで、その辺のことも計画の中には1点検討いただいてもいいんじゃないかなというふうに思ってますんで、ただ、改めて、もう少し児童館のコンセプトを吟味するほうが村民の人にとっては分かりやすいし、職員にとっても一つの活動の指針になるんじゃないかと思うんで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、パブリックコメントにもいろいろあったんですが、特に1点上げるとすれば、資料館ですね、民俗資料館について、簡単に言うと、面積が減築ということで、4つを集めた面積、それ以上はできませんよっていう中で、保育も児童館も非常にテーマが広がってますし、子育て施設センターもますます役割が大きくなってのわけなんで、結果的に資料館がくっつけてあるけども、資料館の面積がどんと減るんじゃないかという御意見があって、その点については率直に別の保管棟を造りますってというような話が回答として出てますが、それについての現時点での考

え方を補足説明いただけますか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。この複合施設の中における民俗資料館の面積というのは、議員御指摘のとおり、やはり全体を併せて減築するということから、どうしても縮小せざるを得ないということが結果としてあります。それで、しかしながら、今ある民俗資料館の収蔵物をどうするのかということでは、当然整理することはもちろん必要なんですけれども、やはりその面積だけでは展示し切れない、収蔵し切れないという問題が出てきます。現時点では、先ほどおっしゃいましたように、別の棟を造りまして、そこに展示したり収蔵したりということで、そちらも見ていただけるような建築物を建てようということ考えてるところでございます。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 非常に前向きなことで、一つの対応としては望ましい姿だと思います。具体的になってないと思いますので、それはそれできちんと進めていただけたらと思います。

資料館が、そういっても交流スペースというものがつくられて、いろんな世代の方に民俗資料を、民具を見ていただくんだということの説明についてはいいと思いますが、改めて伺いますけど、結局この交流スペースも含めて、新しい複合施設っていうのは、例えばそこに責任者とか館長とか、ヴィレステのように施設長さんちゅうのはあるんでしょうか。それから、とりわけこの交流スペースをきちんと管理運営するスタッフっていうのは、何かボランティアという言葉も出てますけども、その辺はどのように考えられてるのか、伺いたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。この複合型子育て拠点施設の全体を統括するようなスタッフ、職員というかが必要でないかということでございます。こちらにつきましては、まだ決定は当然決定はしておりません。ただ、やはり4つの機能が入ってくるということになっております。保育所、児童館、子育て支援センター、それから資料館ということ、それぞれの機能を持つものが入ってくるということでございまして、これをいかに全体としてやはり何ていうか、効果を発揮していくかということは検討しないといけないと思っていますので、そういった面におきまして、人をどうするかということも併せまして今後検討をしてみたいというふうに考えています。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） そういうことになろうかと思うんですが、先ほど言いました施設にボランティアの人っていうのは、どういう方向性なのか、ちょっと伺いたい。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） ボランティアということにつきましては、これは具体的に誰かに話をし、この人がこうしてくださるということの話ではないんですけれども、民俗資料館という機能がこの中に入っていくということで、やはりこの日吉津村の歴史とか文化っていうのを子供たちに伝えていくようなことを考えていかないと、いくべきではないかなというふうに考えているところでございます。そういった点におきまして、職員というのもいいんですけど、やはりその辺りのものは、これはどんなものなんだよとかっていうことをお話をいただけるような村民の方にも御協力をいただきながら、村の歴史、文化、伝統といったものを語り継いでいくような仕組みができないかということで、そういった表現をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 分かりました。そういった具体的な方向になれば、それはそれで望ましいなというふうに思います。

それから、ちょっと前後しますが、先ほどの面積の話ですが、以前に議員の全協で私のほうがちょっと質問したんですが、要するに減築の問題ですが、現在の面積をそれ以上にならないようにするというので、それが起債なり、あるいは交付税算入というのも伺いましたけど、そのときに質問したのが、やはり40年保育所がたっていますと、現代でもバリアフリーとか、トイレとか入り口とか、いろんなバリアフリーを考えるとといった点では、結果的に面積がどんどん広がるんですよね。やるべきなんですけども、どうしても広がる。それからもう一つは、本村の場合に、例えば入所児童が減るどころか、むしろ増えているとか、あるいは人口が増えているとか、そういう言わば特殊事情について、この国の方針の中で、ある面では一部免除されるといいますか、事情をしんしゃくいただけるようなことはないのかっていうことを伺ったときに、ちょっと確認をしてみますということではありましたが、その辺についてはいかがだったでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。以前、前田議員のほうからそのような御質問いただきました。やはり、床面積を算出するに当たっては、そういったバリアフリーとかそういったようなものでそこは算入されないとかいうようなことはないということなので、その考え方になるとちょっと難しいのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 非常に難しい点かなとは思いますが、それにしても、例えば総合戦略なんかとの絡みで、今すぐどうっていうことできないかもしれませんが、やはりそういう日吉津村の他にはない事情っていうのを何とかクリアをいただけるような道は引き続き検討していくべきだと思いますので、その辺の取組はぜひお願いをしたいなというふうに思います。

それからもう一つは、子育ての施設については、この後にも関連しますが、総合計画のアンケートの中にも結構いろいろ書いてありますね。特に、私がよく注目するのは、やはり記述式の部分なんですけど、記述式の部分に、子育ての支援についてはもっと充実してほしいというふうな、あるいは子育てされてる若い方々の声をもっと聞いてほしいとか、それから、保育所のビジョンとか方針が見られるパンフレットがあればいいのっていうふうな話や、もちろん児童館については時間延長とか、かなり高い関心がかけられているというふうに思います。そういった点でいうと、また話が戻るかもしれませんが、まだまだ村民の方はこの子育ての複合施設については、いろんな考え方や要望やお持ちなので、パブリックコメントに限らず、多様な御意見をまずはしっかりいただく場面をつくるっていうことが、もちろん全てが実現はできないわけですから、それは今度はこちら側の説明責任ということになるわけなんで、ぜひ丁寧に具体的な設計の場面で対応していただきたいというふうに思いますが、パブリックコメントは別にして、この次の説明会についてはどのような対応で臨まれるのか、その辺をもう一度お話ししていただきたいと思っています。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。今度の報告会につきましては、まず、新たに基本設計案ができますので、それをお示しさせていただく。それから、これまでの先ほども言いましたけど住民説明会、それからパブリックコメントでいただいた御意見を紹介しながら、それに対する対応をこうしたんだよというようなことを御説明をさせていただきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） ちなみに説明会でいきます基本設計ですが、基本設計の案は、説明会を待たずして、それこそホームページ等に公表したりっていうことはできると思うんで、そういったことはやりますか。ぜひやってほしいと思うんですが。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。それについては検討してま

いりたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 先ほど自治基本条例の勉強会を職員でされたということでもありますので、自治基本条例の趣旨はそういった趣旨でありますので、できることはどんどん村民の方に公開していくということでもあります。議会の最終日に議員に説明があるというふうに伺っておりますが、もちろん議会としても議員にも説明をいただきたいんですが、基本的には私はあえて言えば、首長は住民の方に村民の方にまず一番に情報提供して何ら問題がないというふうに思っていますので、並行してやっていただいたらいいんじゃないかなというように私個人は考えております。

それで、言いますと、議会としても、議会の最終日に説明を受けて、その短時間で議員が何か意見を言ったとしても、最終的には村民への報告会っていうことになると、あえて言いますと、議員として作成段階に対する意見ということがなかなか言えないので、いろんな時間的な問題があるかと思いますが、議会の最終日に説明をする、で、それまで配付もされないっていうのでは、私は少しどうかなっていうふうに、あまりいろんな意見をもらうまでにある程度事を進めてしまうというふうにならうかって感じる面も多少ありますので、その辺は気をつけていただきたいというふうに思います。

子育て拠点施設については、何度も口を酸っぱく、くどくど言って恐縮ですが、これは現時点の利用者だけではなくて、全村民にとってこれから40年間の言わば人づくりの拠点、入り口になる施設ですので、改めていろんな世代の方に説明をし、理解を求めるといったことが必要だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、2点目の総合計画のほうについて質問させていただきますが、基本的に今回私が総合計画で聞いておりますのも、先ほど来、いかに村民の方に分かりやすく情報提供して関心を持ってもらって、あえて異論反論をたくさんもらうかということがまず入り口になるということで、基本的には共通しておりますが、この村民参画による総合計画の策定ということで、従来から言っておりますのが、役場の中でたたき台をつくってしまう前に、これは例えば農業の問題にしても、あるいは高齢者介護の問題にしても、それぞれいろんな課題を住民の方が持っているわけですので、その皆さんにいかにいろんな意見を出していただくかっていうことと言えば、やはり広く場をつくっていくということでもありますし、それから、以前にも言いましたように、例えばSDGsのような、これから自治体がしっかり考えて具体化していきなきゃいけないテーマを、それを日吉津村においてはこういうことが課題になるんじゃないか、あるいは日吉津村がやってる、例

えばごみの分別化はここにつながる話だとかっていう、そういう情報提供をやっぱりやっぺいかないと、村民の方はいきなり集めて意見をといっても、前の資料を見て、ああ、これでいいのか悪いのかっていう話にどうしてもなってしまうので、先手を打って、共通認識をつくるための情報提供を必ずやるべきだと。もちろん村民の会の中で提示するのもいいんですが、むしろ、これまでの反省点よりも、これからの村の課題を職員の中で拾い集めて、それを村民の方にあらかじめ情報提供しておくということが大事だと思うんで、その点について、まず、事前の情報提供ということについて、どのように考えられているか、お聞かせください。

○議長（井藤 稔君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 前田議員の御質問にお答えいたします。事前の情報提供ということで、コロナの関係もございしますが、理想として、おっしゃるとおりのことだと思っております。ただ、1月に実施しました村民アンケート、非常に有意義な記述、特に記述とか、個別選択する項目は分析に使えるんですけども、様々な意見が出ておりました。それをもって、職員の研修会で出た意見、いろいろ検討されて、いろんな職員として村民さんの意見を吸い上げて、様々な課題が浮き彫りになっております。

新たな課題とおっしゃいましたので、大きなところで言いますと、先ほどおっしゃいましたSDGs、これは当然ですけども、Society 5.0、それから地域未来構想20なんていうのが、10年前と比べて、新たに取組として上がってきております。これらは大きな課題なんですけども、個別の課題の中でアンケート結果とかを基に職員でいろいろ話し合った結果、やはり特異な、日吉津村、特殊な例で人口がどんどん増えておる状況の中、新たな日吉津に転入された方と従来からの方との付き合い方ってものの課題が浮き彫りになっております。これはやはり都市化が進んでおるといふことと、考え方がそれぞれ年代によって違うと思いますので、それらが融合し合うというか、そういう着地点を求めるような課題が出されておりました。簡単に言いますと、そんなところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 今、担当課長からいろいろ言っていただきまして、総合政策課ができた一つのこれが肝だともいうふうに思いますんで、よろしくお願ひしたいんですが、伺いたいののは、これから村民の委員会、フォーラムですか、そういったものをつくられるということですが、どういった形で、その内容はどういうふうに進められるのかと、もう一つ戻って、先ほど答弁いただいた、そういう情報提供をどのタイミングでやるのか、そういった点についてお聞かせください。

○議長（井藤 稔君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 前田議員の御質問にお答えいたします。まず、村づくり委員会、各自治会から推薦いただいた委員さんで組織するんですけども、コロナの関係で、本来でしたら既にスタートしているべきところなんですけども、このような状況の中でなかなか意見の吸い上げってというか、収集ですね、こういったのが難しい状況となっております。そこで、先ほど言いましたアンケートの意見とかを基に、職員の中でまず素案、たたき台をつくって、それを事前に配付して、集まる機会を設けて、その中で議論したいと考えております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 今の事前ってというのは、それは村民に事前ということですよ。職員がつくったものを事前に村民の方に配付するという意味で伺ったので。それで、コロナの中でやりにくいってことがあります。私から言えば、いろんなやり方はあると思うんですよ。以前にちらっと言いましたが、琴浦町さんなんかは住民票から、アトランダムじゃない、一応何人かを住民票から名前を拾って、その人に会の御案内をして、もちろん全員が来られるわけじゃないんですが、村づくりの委員会に、こういったルールで決めましたので、ぜひお出かけください。ちゅうことで出して、その、要するに自分からはこの間役場の会議には特に関心もなかったし出てもなかったという人がそういった中で出てこられて、非常に貴重な意見をたくさん出されてるということをお伺いしてるんですよ。全国的にも何か所かそういう実践が今ありますので、集まってなくても、例えばモニター的な感じで、やっぱり自治会推薦もとても大事なんですけども、そうでない、そういうルートのない皆さんにいかにかアプローチするかっていうことで、このアンケートもそういった意味合いがあるわけなんですけども、そういう、手を替え品を替え、村民の方に理解を求める。そのための入り口としては、やはり時代が変わってますというふうなメッセージを伝えるということがあるので、ぜひそこを工夫してやっていただきたいし、それから、この村民の委員会も単に説明をして、質問、意見があれば終わりっていうんじゃないで、以前にやったようなワークショップ的なものを丁寧に行っていくという姿勢でないと、本当に村民の方の意見が反映されることにならないので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間が少なくなりました。3つ目のヴィレストの村民活用の把握ということで、村長の答弁によりますと、それなりにグループの把握はされているということでありましたが、私の聞き方が悪かったのか、この間とにかくそういう集計をしませんちゅうことでありましたけど、私が言いたいのは、要するに日吉津村のコミュニティセンターあるいは村民のための公民館活動として村民の皆さんがどのような活動、あるいはどのような学習をしとられるかっていうことが年次的

に把握されていないと、今後の事業が組み立てられないんじゃないかというオーソドックスな話でありますので、そういう把握がされてるっていうことなら、それを基にきちんと、言わば委員会もありますので、ヴィレステの運営委員会なんかで協議しながら考えるべきだと。さらに言えば、おおむね例えば年代とか性別とかで、それは現場にいると分かると思うんですね、特に40代、50代の男性とかが参加が少ないぞということとなれば、そのための施策を考えるべきだというふうに思いますので、その入り口としては、もう少し村民の利用状況というものを把握すべきだと。しかも、そのことは使用者報告、我々も使ったら毎回誰々が代表で、最近は誰々が出ましたってということで、みんな名前まで出してるわけですから、ある程度事務局でそこを集計すれば、大体村民の方が年間どれぐらいの人数、頭数、延べ利用いただいてるぞっていうことが分かると思うんで、その中で村主催のものと個別の主催のものとか、ヴィレステが主催のものとかあるので、ぜひそこは把握に努めていただいて、それは一つの課題として取り上げていただきたいと思っておりますので、その点について、改めて村長に一言お願いしたいと思っております。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。ヴィレステでの活動につきまして、最初の答弁で私も申し上げましたとおり、どういったグループがどういった人数構成で、これもいつ活動されてるかっていうのも当然把握をしておりますので、その、何ていうか、受付簿から後から拾うのはちょっと大変だという話でありまして、一応その活動を、村民の方がどういった活動をしとられるかっていうのは把握をしつつ、そして、事務局のほうで、こういったところが新たな活動に結びつくんじゃないか、あるいは新たな講座を開設しながら、そこに参加して来てくださった方に新たなグループをつくって活動いただけないかというような取組は、これは非常に地道な活動でありますけれども、こういった基本的なことを事務局のほう、ヴィレステのほうで取り組んでおりますので、引き続きそういったことに努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議員（7番 前田 昇君） ありがとうございます。

○議長（井藤 稔君） 以上で前田昇議員の一般質問を終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時02分散会
